

令和3年度

# 岐阜県包括外部監査報告書

「岐阜県の県有文化施設に関する事業  
及び県営都市公園に関する事業」

概要版

令和4年3月10日

岐阜県包括外部監査人  
弁護士 堀 雅 博



## 目 次

序章 監査総論 .....	9
第1 包括外部監査の概要 .....	9
1 選定した特定の事件 .....	9
2 監査対象期間 .....	9
3 事件を選定した理由 .....	9
4 包括外部監査の方法 .....	9
5 主な監査の視点 .....	11
6 包括外部監査の期間 .....	11
7 包括外部監査人及び補助者 .....	11
8 利害関係 .....	11
第2 報告書の構成 .....	11
第3 財務監査の範囲等（包括外部監査の対象範囲） .....	12
第1章 県有文化施設及び県営都市公園の概要 .....	13
第1 本章の概要 .....	13
第2 県有文化施設及び県営都市公園の現況等 .....	13
1 県有文化施設及び県営都市公園の意義 .....	13
2 県有文化施設及び県営都市公園の位置関係と利用状況等 .....	14
第3 県有文化施設及び県営都市公園の基本計画（グランドデザイン） .....	16
第4 県有文化施設及び県営都市公園の予算：107億1130万2000円 .....	17
第5 県有文化施設及び県営都市公園の管理状況と監査の視点 .....	17
1 県有文化施設における監査の視点 .....	17
2 県営都市公園における監査の視点 .....	17
3 指定管理者制度における監査の視点 .....	18
第2章 岐阜県の県有文化施設 .....	19
第1 岐阜県美術館 .....	19
1 施設の概要 .....	19
2 監査の重点及び監査手続 .....	19
3 美術品等の取得、管理、処分 .....	19
4 事業 .....	20
5 施設の管理 .....	20
6 債権・契約 .....	20
7 職員の管理 .....	20
8 情報公開 .....	20
9 美術館の運営 .....	20

第2	岐阜県現代陶芸美術館	21
1	施設の概要	21
2	監査の重点及び監査手続	21
3	指定管理者の経費分担	21
4	美術品等の取得、管理、処分	21
5	情報管理	22
6	施設管理	22
7	職員の管理	22
8	運営方針と評価軸	22
第3	セラミックパークMINO	23
1	施設の概要	23
2	監査の重点及び監査手続	23
3	物品管理	23
4	施設管理	23
5	契約	24
6	施設収支と利用料金	24
7	指定管理者	24
8	設置目的とグラウンドデザイン	24
第4	岐阜県図書館	25
1	施設の概要	25
2	監査の重点及び監査手続	25
3	文書管理	25
4	図書管理	25
5	物品管理（図書以外）	26
6	施設管理	26
7	事業計画等	26
第5	岐阜県高山陣屋	27
1	施設の概要	27
2	監査の重点及び監査手続	27
3	利用者の管理	27
4	情報管理	28
5	物品管理	28
6	施設管理	28
7	基本計画（グラウンドデザイン）	28
第6	岐阜県文化財保護センター	29
1	施設の概要	29
2	監査の重点及び監査手続	29
3	物品管理	29

4	出土品の管理	29
5	施設管理	29
6	契約	30
7	飛騨駐在事務所	30
8	飛騨国府事務所	30
9	マニュアル【参考報告】	30
10	基本計画（グラウンドデザイン）	30
第7	岐阜県博物館	31
1	施設の概要	31
2	監査の重点及び監査手続	31
3	物品管理	31
4	スロープカー	31
5	刀剣研磨業務の業務委託契約	31
6	来館者に対する資料情報の提供サービス	32
7	事業計画等	32
第8	岐阜県先端科学技術体験センター（通称：サイエンスワールド）	33
1	施設の概要	33
2	監査の重点及び監査手続	33
3	事業	33
4	物品管理	34
5	施設管理	34
6	契約	34
7	指定管理者	34
8	基本計画（グラウンドデザイン）	34
第9	岐阜県歴史資料館	35
1	施設の概要	35
2	監査の重点及び監査手続	35
3	行政資料（公文書）・歴史文書（古文書）の保管・管理	35
4	借地	35
5	岐阜県歴史資料保存協会	36
6	公文書館に向けての中長期的な計画	36
第10	岐阜関ヶ原古戦場記念館	37
1	施設の概要	37
2	監査の重点及び監査手続	37
3	施設管理	37
4	資料収集	38
5	広報	38
6	他施設との連携	38

7	事業計画	38
第 11	岐阜かかみがはら航空宇宙博物館	39
1	施設の概要	39
2	監査の重点及び監査手続	39
3	施設管理	39
4	物品管理	39
5	個人情報等の管理	39
6	危機管理	40
7	職員の管理	40
8	他機関等との連携	40
9	事業計画・評価	40
第 12	OKBふれあい会館・サラマンカホール	41
1	施設の概要	41
2	監査の重点及び監査手続	41
4	ぎふ弦楽器貸与プロジェクトSTROAN	41
5	施設管理	41
6	指定管理者	42
7	再委託	42
8	OKBふれあい会館の基本計画（グランドデザイン）	42
第 13	飛騨・世界生活文化センター	43
1	施設の概要	43
2	監査の重点及び監査手続	43
3	債権管理	43
4	物品管理	43
5	施設管理	44
6	関連団体	44
7	事業評価	44
8	基本計画（グランドデザイン）	44
第 14	ぎふ清流文化プラザ	45
1	施設の概要	45
2	監査の重点及び監査手続	45
3	指定管理者	45
4	施設管理	45
5	県民による施設の利用	46
6	契約	46
第 3 章	岐阜県の県営都市公園	47
第 1	養老公園	47
1	施設の概要	47

2	監査の重点及び監査手続 .....	47
3	施設管理 .....	47
4	物品管理 .....	48
5	契約関係 .....	48
6	指定管理料の精算 .....	48
7	バリアフリー .....	48
8	事業評価 .....	48
第2	岐阜県百年公園 .....	49
1	施設の概要 .....	49
2	監査の重点及び監査手続 .....	49
3	物品管理 .....	49
4	施設管理 .....	49
5	バリアフリー .....	50
6	指定管理者 .....	50
7	基本計画（グランドデザイン） .....	50
第3	ぎふワールド・ローズガーデン（花フェスタ記念公園） .....	51
1	施設の概要 .....	51
2	監査の重点及び監査手続 .....	51
3	ぎふ国際ローズコンテスト .....	51
4	物品管理 .....	51
5	農薬管理 .....	51
6	施設管理 .....	52
7	岐阜県立国際園芸アカデミー .....	52
8	体験学習施設 .....	52
9	都市公園台帳等 .....	52
10	指定管理者 .....	52
11	その他グランドデザイン .....	52
第4	ぎふ清流里山公園 .....	53
1	施設の概要 .....	53
2	監査の重点及び監査手続 .....	53
3	入園料無料化の検証 .....	53
4	物品管理 .....	53
5	施設管理 .....	53
6	契約関係 .....	54
7	指定管理者 .....	54
8	基本計画（グランドデザイン） .....	54
第5	世界淡水魚園（オアシスパーク） .....	55
1	施設の概要 .....	55

2	監査の重点及び監査手続 .....	55
3	都市公園台帳.....	55
4	施設管理 .....	55
5	事業.....	56
6	指定管理者 .....	56
第6	世界淡水魚園水族館（アクア・トトぎふ） .....	57
1	施設の概要 .....	57
2	監査の重点及び監査手続 .....	57
3	施設管理（都市公園台帳） .....	57
4	指定管理者 .....	58
5	事業.....	58
6	グランドデザイン .....	58
第7	各務原公園.....	59
1	施設の概要 .....	59
2	監査の重点及び監査手続 .....	59
3	文書管理 .....	59
4	現金管理 .....	59
5	物品管理 .....	59
6	施設管理 .....	60
7	交通教室 .....	60
8	指定管理者 .....	60
9	各務原公園の基本計画（グランドデザイン） .....	60
第8	岐阜メモリアルセンター（岐阜県長良川球技場を含む。） .....	61
1	施設の概要 .....	61
2	監査の重点及び監査手続 .....	61
3	物品管理 .....	61
4	契約管理 .....	61
5	施設管理 .....	62
6	指定管理者 .....	62
7	公益財団法人岐阜県スポーツ協会 .....	62
第4章	県庁担当課による管理.....	63
第1	文化創造課.....	63
1	岐阜県文化振興指針.....	63
2	各文化施設の利用者選定 .....	63
3	迷惑行為者への対応.....	63
4	各施設の収支分析 .....	63
5	基本計画（グランドデザイン） .....	63
第2	文化伝承課.....	63



1	市町村文化財保存活用地域計画 .....	64
2	岐阜県文化財保存活用大綱 .....	64
3	迷惑行為者への対応 .....	64
4	ネーミングライツ .....	64
5	各文化施設の収支分析 .....	64
6	基本計画（グランドデザイン） .....	64
第3	都市公園課 .....	64
1	県営都市公園活性化基本戦略 .....	64
2	市町村との連携 .....	64
3	コロナ禍におけるイベント等 .....	65
4	地域連携推進員 .....	65
5	迷惑行為者に対する対応等 .....	65
6	ネーミングライツ .....	65
7	各都市公園の収支分析 .....	65
8	基本計画（グランドデザイン） .....	65
第4	地域産業課、法務・情報公開課、観光資源活用課、航空宇宙産業課、 地域スポーツ課 .....	65
1	迷惑行為者に対する対応 .....	66
2	各文化施設の収支分析 .....	66
第5	管財課 .....	66
1	遺失物の管理 .....	66
2	借地（駐車場等）と購入 .....	66
3	行政財産の目的外使用許可 .....	66
4	特定者指名 .....	67
5	指定管理期間 .....	67
6	再委託の管理 .....	67
7	指定管理料の増額（コロナ補填） .....	67
8	剰余金の使途 .....	67
9	基本協定書の別表の改訂 .....	67
10	指定管理者評価 .....	67
11	自主事業 .....	68
第6	出納管理課 .....	68
1	釣銭用現金 .....	68
2	寄附採納 .....	68
3	現物実査 .....	68
4	債権管理（損害賠償請求権） .....	68
終章	課題と提言 .....	69
第1	現状の課題 .....	69

第2 提言 .....	69
1 岐阜県として保有している財産（資源）を活用すること .....	69
2 民間のノウハウを活用するための条件を整えること .....	69
3 持続可能性のある基本計画を検討し、策定すること .....	69
第3 最後に .....	69
最終章 岐阜県の包括外部監査 .....	70
第1 3年間の監査 .....	70
第2 提言 .....	70
1 包括外部監査の範囲及び指摘・意見の基準 .....	70
2 過去の指摘・意見に対する措置状況 .....	70
3 内部統制・監査委員監査・包括外部監査の連携 .....	70
第3 最後に .....	70

## 序章 監査総論

### 第1 包括外部監査の概要

#### 1 選定した特定の事件

岐阜県の県有文化施設に関する事業及び県営都市公園に関する事業

#### 2 監査対象期間

原則として、令和2年度。ただし、必要に応じて他年度。

#### 3 事件を選定した理由

以下の6点が事件選定の主な理由である。

(1) 県有文化施設に関する事業については令和3年3月に「岐阜県文化財保存活用大綱」が、県営都市公園に関する事業については同月に「新・岐阜県都市公園活性化基本戦略」(令和3年度～令和7年度)が、それぞれ策定されている。いずれも令和3年度が初年度であることから、令和3年度の監査結果が、「岐阜県文化財保存活用大綱」、「新・岐阜県都市公園活性化基本戦略」に活用されやすいと考えた。

(2) 過去2年間は「岐阜県の県立高等学校及び県立特別支援学校」(令和元年度)、「岐阜県の住宅に関する事業」(令和2年度)と、県民に身近なテーマを選定してきた。令和3年度も、県民に身近なテーマにしたいと考えた。

(3) コロナ禍が収束した後、県民が足を運ぶと思われる身近な県有施設等を監査することにより、令和3年度の監査結果が、今後の県政に活用されやすいと考えた。また、令和元年度、令和2年度、令和3年度と比較することにより、平常時と異変時を比較することができるのではないかと考えた。

(4) 文化創造課、文化伝承課、都市公園課、地域スポーツ課、地域産業課、観光資源活用課、法務・情報公開課、航空宇宙産業課と各課にまたがるテーマであり、指定管理者や委託契約、補助金等の事業を対象としており、横断的に比較しながら、監査を進めることが可能であると考えた。また、対象事業における予算は概算で100億円(第1章・第4参照)を超えることから、予算規模は決して小さくはない。

(5) 岐阜県の過去の外部監査において、県有文化施設に関する事業、県営都市公園に関する事業について、真正面から網羅的に取り上げたテーマは過去にない。

(6) 同一場所に文化施設と都市公園が存在する例もあるほか、双方とも指定管理者制度・観光資源という面からの共通点がある。そのため、県有文化施設に関する事業及び県営都市公園に関する事業の双方を取り上げることで、各施設が有機的に連携して有効に機能しているかを確認することができると考えた。また、文化施設と都市公園を比較することにより、物品管理、施設管理、契約関係、補助金、指定管理者制度、出資団体など、各論点について幅広く比較しながら検討することができるため、有効な監査が行いやすいと考えた。

#### 4 包括外部監査の方法

##### (1) 外部監査の対象部署等

- 1 「県有文化施設及び県営都市公園一覧」の県有文化施設及び県営都市公園
- 2 環境生活部：文化伝承課、文化創造課
- 3 都市建築部：都市公園課
- 4 商工労働部：地域産業課、観光資源活用課、航空宇宙産業課
- 5 清流の国推進部：地域スポーツ課
- 6 総務部：管財課、法務・情報公開課
- 7 出納事務局：出納管理課
- 8 県土整備部：岐阜土木事務所、大垣土木事務所、美濃土木事務所、可茂土木事務所
- 9 財政援助団体：公益財団法人岐阜県美術振興会、公益財団法人セラミックパーク美濃、公益財団法人岐阜県教育文化財団、公益財団法人岐阜かかみがはら航空宇宙博物館、株式会社オアシスパーク、公益財団法人岐阜県スポーツ協会

### 県有文化施設及び県営都市公園一覧

番号	県有文化施設	所在地	主管課(担当課)	現地機関	管理団体等
1	岐阜県美術館	岐阜市	文化伝承課	美術館	(公財) 岐阜県美術振興会
2	岐阜県現代陶芸美術館	多治見市	文化伝承課	現代陶芸美術館	
3	セラミックパークMINO	多治見市	地域産業課		(公財) セラミックパーク美濃
4	岐阜県図書館	岐阜市	文化伝承課	図書館	
5	岐阜県高山陣屋	高山市	文化伝承課	高山陣屋管理事務所	
6	岐阜県文化財保護センター	岐阜市	文化伝承課	文化財保護センター	
7	岐阜県博物館	関市	文化伝承課	博物館	
8	岐阜県先端科学技術体験センター	瑞浪市	文化伝承課		サイエンスワールド運営グループ
9	岐阜県歴史資料館	岐阜市	法務・情報公開課	歴史資料館	
10	岐阜関ヶ原古戦場記念館	関ヶ原町	観光資源活用課	岐阜関ヶ原古戦場記念館	
11	岐阜かかみがはら航空宇宙博物館	各務原市	航空宇宙産業課		(公財) 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館
12	OKBふれあい会館・サランカホール	岐阜市	文化創造課		ふれあいファシリティズ
13	飛騨・世界生活文化センター	高山市	文化創造課		飛騨コンソーシアム
14	ぎふ清流文化プラザ	岐阜市	文化創造課		(公財) 岐阜県教育文化財団
番号	県営都市公園	所在地	主管課(担当課)	現地機関	管理団体等
1	養老公園	養老町	都市公園課	大垣土木事務所	イビデングリーンテック株式会社
2	岐阜県百年公園	関市	都市公園課	美濃土木事務所	昭和造園土木・名岐サービスJV
3	ぎふワールド・ローズガーデン	可児市	都市公園課	可茂土木事務所	花フェスタ記念公園運営管理グループ
4	ぎふ清流里山公園	美濃加茂市	都市公園課	可茂土木事務所	ぎふ清流里山公園みらい創造グループ
5	世界淡水魚園(オアシスパーク)	各務原市	都市公園課	岐阜土木事務所	株式会社オアシスパーク
6	世界淡水魚園水族館(アクア・トトぎふ)	各務原市	都市公園課	岐阜土木事務所	瀬江ノ島マリンコーポレーション
7	各務原公園	各務原市	都市公園課	岐阜土木事務所	株式会社技研サービス
8	岐阜メモリアルセンター	岐阜市	地域スポーツ課		(公財) 岐阜県スポーツ協会
8	岐阜県長良川球技場(球技メドウ)	岐阜市	地域スポーツ課		(公財) 岐阜県スポーツ協会

注:岐阜県長良川球技場は、岐阜メモリアルセンターと一体であるため、一緒に調査した。

### (2) 監査手続の概要

以下の監査手続の流れを経て本報告書は作成されている。

- ・文化創造課、文化伝承課に対する予備調査
- ・都市公園課、地域スポーツ課に対する予備調査
- ・文化施設及び都市公園に対する調査(現地ヒアリング①)
- ・アンケート調査の実施

- ・アンケート調査を踏まえた往査（現地ヒアリング②。補助金交付団体に対する調査、関係人調査を含む。）
- ・学識経験者2名（美術、都市公園の運営）に対する関係人調査
- ・過去の包括外部監査における措置状況の検証

## 5 主な監査の視点

本監査における主な監査の視点は、次のとおりである。

- ・適法性：事務執行が、適法になされているか
- ・有効性：事務執行が、所期の目的を達成しているか、効果を上げているか
- ・経済性：事務執行が、より少ない費用で実施できないか
- ・効率性：事務執行が、同じ費用でより大きな成果を上げられないか
- ・公平性：事務執行（施設の利用申込等）において、公平な取扱をしているか。
- ・透明性：事務執行（事業の評価や選定過程等）について、具体的に説明しているか。

## 6 包括外部監査の期間

令和3年4月1日～令和4年3月10日

## 7 包括外部監査人及び補助者

外部監査人	弁護士	堀	雅	博
補助者	弁護士	和	田	恵
補助者	弁護士	尾	藤	望
補助者	弁護士	鈴	木	友美
補助者	弁護士	渡	辺	俊介
補助者	弁護士	渡	部	智也
補助者	弁護士	黒	宮	崇宏
補助者	弁護士	田	中	敦敦
補助者	公認会計士	井	上	学
補助者	税理士	米	津	覚登
補助者	税理士	新	開	章
補助者	税理士	高	井	真司

## 8 利害関係

選定した特定の事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2 報告書の構成

序章から始まり、第1章から第4章、終章、そして最終章までの7章構成である。

第1章では、岐阜県における県有文化施設及び県営都市公園の概要及び事業計画等について報告する。

第2章は、各県有文化施設の報告である。

第3章は、各県営都市公園の報告である。

第2章と第3章は、本監査のメインとなる部分である。各県有文化施設及び県営都市公

園について、概要のほか、往査結果（2回以上）、アンケート調査票を踏まえた報告をする。

第4章では、県有文化施設及び県営都市公園の現地機関や指定管理者のみならず、県有文化施設及び県営都市公園を管理している文化創造課、文化伝承課、都市公園課を中心に報告する。県庁全体に関連する論点については、管財課、出納管理課などを取り上げた。

終章は、本監査でみられた課題を踏まえた監査人の提言を報告する。

最終章は、3年間の監査を踏まえた監査人の提言を報告する。

### **第3 財務監査の範囲等（包括外部監査の対象範囲）**

監査人は、①適法性の観点から、違法又は不当であると考えられる事務事業や、②経済性・効率性・有効性の3E監査の観点から問題があると考えられる事務事業、③公平性・透明性の観点から問題があると考えられる事務事業については、客観的な判断が可能であると考えられるため、包括外部監査の対象範囲であると考えて、監査を実施した。

具体的な事実認定に基づき、適法性を基本としながら、3E監査を実施することに努め、県有文化施設、県営都市公園における、物品管理、施設管理、契約、組織運営、指定管理者制度、事業計画・評価など各論点について調査・検討した。

他方、監査人の指摘や意見について行われる措置の実現可能性があるかどうかとも検討する必要があるため、できる限り、対象課（文化創造課、文化伝承課、都市公園課等）、現地機関（美術館、図書館、博物館等）及び指定管理者等関係団体の意見を聞いて、協議することに努めた。

# 第1章 県有文化施設及び県営都市公園の概要

## 第1 本章の概要

県有文化施設及び県営都市公園の意義及び本監査において対象としている県有文化施設及び県営都市公園の選定過程等、県有文化施設及び県営都市公園の現況及び全体に関する基本計画（ランドデザイン）、県有文化施設及び県営都市公園に関する事業の予算並びに管理状況について概括的に報告し、監査の視点について述べる。

## 第2 県有文化施設及び県営都市公園の現況等

### 1 県有文化施設及び県営都市公園の意義

#### (1) 県有文化施設について

本監査における「文化施設」、「社会教育施設」、「博物館」、「図書館」、「公文書館」について、まず、その根拠法令等により定義づけしている。

監査の対象となる県有文化施設について、文化伝承課が担当する文化施設として①岐阜県美術館、②岐阜県現代陶芸美術館、④岐阜県図書館、⑤岐阜県高山陣屋、⑥岐阜県文化財保護センター、⑦岐阜県博物館、⑧岐阜県先端科学技術体験センターの7施設を、文化創造課が担当する文化施設として、⑫OKBふれあい会館・サラマンカホール、⑬飛騨・世界生活文化センター、⑭ぎふ清流文化プラザの3施設、そのほか、③セラミックパークMINO（地域産業課）、⑨岐阜県歴史資料館（法務・情報公開課）、⑩岐阜関ヶ原古戦場記念館（観光資源活用課）、⑫岐阜かかみがはら航空宇宙博物館（航空宇宙産業課）の4施設あわせて14施設を監査対象施設に選定している。

#### (2) 県営都市公園について

都市公園の定義を根拠法令により確認し、我が国で初めて公園制度が設けられた明治6年（1873年）以降における本県での都市公園の沿革を述べている。

県営公園の名称	所在地	種類	都市決定面積 (ha)	開設面積 (ha)	開設年月日 (当初) 最終
(1) <a href="#">養老公園</a>	養老町	広域公園	78.6ha	78.5ha	(明治13年10月17日) 令和3年4月1日以降
(2) <a href="#">岐阜県百年公園</a>	関市	広域公園	100.0ha	100.0ha	(昭和50年5月5日) 平成4年11月20日
(3) <a href="#">ぎふワールド・ローズガーデン</a>	可児市	広域公園	80.7ha	80.7ha	(平成1年4月29日) 平成11年3月26日
(4) <a href="#">ぎふ清流里山公園</a>	美濃加茂市	広域公園	159.6ha	107.1ha	(平成15年4月16日) 平成30年4月1日
(5) <a href="#">岐阜メモリアルセンター</a>	岐阜市	運動公園	23.0ha	23.2ha	(昭和41年4月1日) 平成6年4月1日
(6) <a href="#">各務原公園</a>	各務原市	総合公園	10.2ha	10.2ha	(昭和57年4月29日) 昭和58年1月4日
(7) <a href="#">世界淡水魚園</a>	各務原市	地区公園	3.4ha	3.4ha	平成11年7月17日

監査の対象となる県営都市公園及びその関連施設として、都市公園課が担当する①養老公園、②岐阜県百年公園、③ぎふワールド・ローズガーデン（花フェスタ記念公園）、④ぎふ清流里山公園、⑤世界淡水魚園（オアシスパーク）、⑥世界淡水魚園水族館（アクア・トトぎふ）、⑦各務原公園の7施設と、地域スポーツ課が担当する⑧岐阜メモリアルセンター・岐阜県長良川球技場メドウ、あわせて8施設を監査対象施設に選定し、その理由について述べている。

### 県有文化施設及び県営都市公園一覧

番号	県有文化施設	所在地	主管課(担当課)	現地機関	管理団体等
1	岐阜県美術館	岐阜市	文化伝承課	美術館	(公財) 岐阜県美術振興会
2	岐阜県現代陶芸美術館	多治見市	文化伝承課	現代陶芸美術館	
3	セラミックパークMINO	多治見市	地域産業課		(公財) セラミックパーク美濃
4	岐阜県図書館	岐阜市	文化伝承課	図書館	
5	岐阜県高山陣屋	高山市	文化伝承課	高山陣屋管理事務所	
6	岐阜県文化財保護センター	岐阜市	文化伝承課	文化財保護センター	
7	岐阜県博物館	関市	文化伝承課	博物館	
8	岐阜県先端科学技術体験センター	瑞浪市	文化伝承課		サイエンスワールド運営グループ
9	岐阜県歴史資料館	岐阜市	法務・情報公開課	歴史資料館	
10	岐阜関ヶ原古戦場記念館	関ヶ原町	観光資源活用課	岐阜関ヶ原古戦場記念館	
11	岐阜かかみがはら航空宇宙博物館	各務原市	航空宇宙産業課		(公財) 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館
12	OKBふれあい会館・サラマンカホール	岐阜市	文化創造課		ふれあいファシリティズ
13	飛騨・世界生活文化センター	高山市	文化創造課		飛騨コンソーシアム
14	ぎふ清流文化プラザ	岐阜市	文化創造課		(公財) 岐阜県教育文化財団
番号	県営都市公園	所在地	主管課(担当課)	現地機関	管理団体等
1	養老公園	養老町	都市公園課	大垣土木事務所	イビデングリーンテック株式会社
2	岐阜県百年公園	関市	都市公園課	美濃土木事務所	昭和造園土木・名岐サービスJV
3	ぎふワールド・ローズガーデン	可児市	都市公園課	可茂土木事務所	花フェスタ記念公園運営管理グループ
4	ぎふ清流里山公園	美濃加茂市	都市公園課	可茂土木事務所	ぎふ清流里山公園みらい創造グループ
5	世界淡水魚園（オアシスパーク）	各務原市	都市公園課	岐阜土木事務所	株式会社オアシスパーク
6	世界淡水魚園水族館（アクア・トトぎふ）	各務原市	都市公園課	岐阜土木事務所	瀬江ノ島マリンコーポレーション
7	各務原公園	各務原市	都市公園課	岐阜土木事務所	株式会社技研サービス
8	岐阜メモリアルセンター	岐阜市	地域スポーツ課		(公財) 岐阜県スポーツ協会
8	岐阜県長良川球技場（球技メドウ）	岐阜市	地域スポーツ課		(公財) 岐阜県スポーツ協会

注:岐阜県長良川球技場は、岐阜メモリアルセンターと一体であるため、一緒に調査した。

## 2 県有文化施設及び県営都市公園の位置関係と利用状況等

県有文化施設及び県営都市公園の高速道路との位置関係をイメージ図で表した。

また、各県有文化施設、各県営都市公園の利用者数を確認している。





## 1 県有文化施設の利用者数

県有文化施設名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
岐阜県美術館	20万7997人	22万1887人	11万6075人	8万4209人	8万5527人
岐阜県現代陶芸美術館	3万0731人	3万4428人	7万1784人	2万6474人	3万0152人
セラミックパークMINO	22万3993人	25万0259人	24万9991人	18万4556人	8万3962人
岐阜県図書館	53万2788人	54万5144人	55万0198人	51万5093人	23万4978人
岐阜県高山陣屋	35万0624人	33万2583人	32万4107人	34万5786人	10万3604人
岐阜県文化財保護センター	(未集計)	(未集計)	(未集計)	118人	37人
岐阜県博物館	11万7908人	13万3219人	24万9375人	15万8642人	7万3784人
岐阜県先端科学技術体験センター	12万3973人	10万7252人	10万8135人	10万5557人	3万1530人
岐阜県歴史資料館	1959人	1834人	1633人	1510人	463人
岐阜関ヶ原古戦場記念館					5万0418人
岐阜かかみがはら航空宇宙博物館		3万0198人	43万3204人	26万9066人	10万8376人
OKBふれあい会館・サラマンカホール	86万1567人	88万0759人	87万2293人	82万3312人	41万7864人
飛騨・世界生活文化センター	50万2649人	47万1524人	47万8828人	46万2192人	13万4553人
ぎふ清流文化プラザ	18万8379人	20万8323人	21万2223人	22万1746人	17万6696人

## 2 県営都市公園の利用者数

県営都市公園名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
養老公園	111万5494人	120万4237人	124万6495人	136万6525人	124万2998人
ぎふ清流里山公園	26万4246人	18万7050人	70万3808人	63万7764人	39万6768人
岐阜県百年公園	51万5973人	43万0543人	48万0352人	55万8114人	51万0334人
世界淡水魚園	442万0151人	452万9272人	462万7134人	463万1432人	285万8855人
世界淡水魚園水族館	50万6252人	48万0169人	49万4384人	49万0080人	26万1334人
ぎふワールド・ローズガーデン	40万7176人	37万8466人	38万2712人	43万4957人	27万9348人
各務原公園	8万3925人	10万2339人	10万4810人	11万0965人	9万9919人
岐阜メモリアルセンター	96万4448人	101万4059人	109万8510人	100万9014人	21万1658人
岐阜県長良川球技場	3万0351人	3万3078人	2万6633人	2万3649人	8705人

## 第3 県有文化施設及び県営都市公園の基本計画（グランドデザイン）

県有文化施設及び県営都市公園の基本計画（グランドデザイン）を確認し、「1 岐阜県文化振興指針（平成19年6月策定）」、「2 岐阜県文化財保存活用大綱（令和3年3月策定）」、「3 新・岐阜県都市公園活性化基本戦略」、「4 平成記念公園活性化基本計画」について、その内容を報告している。

#### 第4 県有文化施設及び県営都市公園の予算：107億1130万2000円

県有文化施設及び県営都市公園に関する主な事業について、掲載している。

令和2年度は、コロナ禍のため、補正予算が多く計上されるなどしている。現状に近い予算状況を把握する必要があるため、令和2年度の「令和2年度当初予算案の決定内容（知事査定後）」ではなく、「令和3年度当初予算案の決定内容（知事査定後）」から、主な対象事業を掲載している。各課において記載した金額は、主な対象事業の合計額であり、全部の事業を含むものではない。また、事業によっては、本監査の対象外の施設についての予算を含むものもある。よって、各課の金額は、県有文化施設及び県立都市公園の事業全部についての予算の概算を示す参考数値であることに留意が必要である。

内訳は、①文化創造課：19億0583万6000円、②文化伝承課：27億0114万1000円、③地域産業課：5億7304万7000円、④法務・情報公開課：2203万5000円、⑤観光資源活用課（関ヶ原古戦場活用推進室）：6億7289万0000円、⑥航空宇宙産業課：1億7190万9000円、⑦都市公園課：25億7670万8000円、⑧地域スポーツ課：20億8773万6000円であり、合計107億1130万2000円である。

#### 第5 県有文化施設及び県営都市公園の管理状況と監査の視点

##### 1 県有文化施設における監査の視点

物品管理、施設管理、契約管理、指定管理、基本計画（グランドデザイン）の大きな視点から、監査を行った。物品管理については、手続を重視し、また、美術品等の維持管理、一者随意契約、再委託、著作権などについても、意識して監査を行った。施設ごとに、根本となる目的や基本計画（グランドデザイン）が設定されているかという点についても重視した。

##### 2 県営都市公園における監査の視点

（1）都市公園法、都市公園条例に規定する、管理許可、設置許可、占用許可、制限行為の許可が、当該規定に基づき、確実に手続が執られているかを確認した。遊具等の施設設備の保守点検が確実になされているかなどについて、現場往査をするなどして、確認した。

### 3 指定管理者制度における監査の視点

県有文化施設及び県営都市公園における指定管理者

番号	県有文化施設	主管課（担当課）	指定管理者
1	セラミックパークMINO	地域産業課	(公財) セラミックパーク美濃
2	岐阜県先端科学技術体験センター	文化伝承課	サイエンスワールド運営グループ
3	岐阜かかみがはら航空宇宙博物館	航空宇宙産業課	(公財) 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館
4	OKBふれあい会館・サラマンカホール	文化創造課	ふれあいファシリティズ
5	飛騨・世界生活文化センター	文化創造課	飛騨コンソーシアム
6	ぎふ清流文化プラザ	文化創造課	(公財) 岐阜県教育文化財団
番号	県営都市公園	主管課（担当課）	指定管理者
1	養老公園	都市公園課	イビデングリーンテック株式会社
2	岐阜県百年公園	都市公園課	昭和造園土木・名岐サービスJV
3	ぎふワールド・ローズガーデン	都市公園課	花フェスタ記念公園運営管理グループ
4	ぎふ清流里山公園	都市公園課	ぎふ清流里山公園みらい創造グループ
5	世界淡水魚園（オアシスパーク）	都市公園課	株式会社オアシスパーク
6	世界淡水魚園水族館（アクア・トトぎふ）	都市公園課	㈱江ノ島マリンコーポレーション
7	各務原公園	都市公園課	株式会社技研サービス
8	岐阜メモリアルセンター	地域スポーツ課	(公財) 岐阜県スポーツ協会
8	岐阜県長良川球技場（球技メドウ）	地域スポーツ課	(公財) 岐阜県スポーツ協会

\* 岐阜県長良川球技場については、岐阜メモリアルセンターと一体として監査を実施した。

県有文化施設14のうち6つの施設において、指定管理者制度が導入されている。県営都市公園8施設全てにおいて、指定管理者制度が導入されている。

指定管理者制度の概要について、根拠規定をもとにその詳細を確認する。

指定管理者制度が採用されている施設については、指定管理者の選定過程、指定管理者との連絡（管理）体制、指定管理者の評価体制などに重点をおいて、地方自治法、条例、同ガイドラインに基づき、監査を実施した。

また、指定管理者が岐阜県の出資団体等である場合、当該団体の運営も、監査をした。

## 第2章 岐阜県の県有文化施設

### 第1 岐阜県美術館

#### 1 施設の概要

施設所在地：岐阜市宇佐4丁目1番地22

岐阜県美術館は、昭和57年11月3日、開館した。より高い文化への道を求める県民性の育成と豊かな美術活動の振興に寄与することを目的とし、美術作品の収集及び展示、企画展の開催、所蔵品データベースの更新と活用及び教育普及活動を行う。

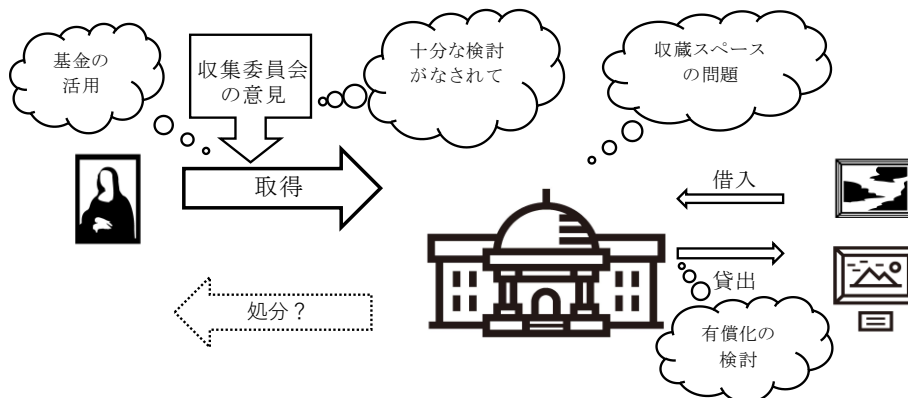
岐阜県の輩出した明治洋画の重鎮である山本芳翠を筆頭に、熊谷守一、川合玉堂、前田青邨、荒川豊藏など郷土関連の美術が充実している。海外の美術では、フランスの画家オディロン・ルドンとその周辺作家達の作品を積極的に収集している。



(出典：岐阜県美術館)

#### 2 監査の重点及び監査手続

美術品という高価品を扱うことから、取得・保存に着目し、現地機関及び県担当課（文化伝承課）の往査・ヒアリング、アンケート調査、書類監査、関係人調査等を行った。



#### 3 美術品等の取得、管理、処分

- (1) 収集委員会から十分に意見を得るため、開催頻度や時間の増加を検討すべきである。
- (2) 美術館美術品取得基金で取得した品について、買戻しの計画を立てるべきである。買戻しができず、基金の現金が減少したままならば、基金の廃止を検討すべきである。
- (3) 収蔵の適否を適正に判断するため、寄贈作品の維持費及び保存費用の概算を算出し、あらかじめ、収集委員会に、資料として示し、議事録に、その旨記録すべきである。
- (4) 美術館のコレクションの洗練化、収蔵の限界から、維持管理等に多額の費用を要す

る美術品等は原則受納しないなど、基準を設け、寄贈の承認を厳格に行うことが望ましい。

(5) 将来、保管スペースや維持費用の関係で、美術品等を維持できなくなるおそれがあるため、譲渡を含む処分や保存の条件等について、寄贈者と決めておくことが望ましい。

(6) 美術品や書籍の一覧表の記載事項に、購入先も含めるべきである。

(7) 収蔵の適否を適正に判断するため、寄託作品の維持費及び保存費用の概算を算出し、あらかじめ、収集委員会に、資料として示し、議事録に、その旨記録すべきである。

(8) 私企業に美術品等を貸し出す場合の基準の見直し、規則改定の検討が望ましい。

(9) エクセルの一覧表の利用等により、出展頻度等、作品情報を一覧できるようにし、頻度の低い作品等の有効活用を検討すべきである。

(10) 作品及び資料を適切に管理するため、美術品の処分も含めた、コレクション・マネジメント・ポリシー（どのように作品を扱うかの方針）を策定することが望ましい。

#### 4 事業

(1) 他館、他施設との継続的な連携関係について、検討することが望ましい。

(2) 所蔵品展及び企画展をより充実させかつ効率的に行うため、事後評価を行い、入場者数増加のための具体的方策を検討すべきである。

#### 5 施設の管理

(1) 借地（駐車場）の稼働率等を確認し、当該土地、近隣地の購入を検討すべきである。

(2) サポーターの部屋使用に関して、行政財産の目的外使用許可等を検討すべきである。

#### 6 債権・契約

(1) 建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる改変は、一者随意契約を締結するのではなく、総合評価落札方式や入札等による選定を選択肢として検討すべきである。

(2) 著作権管理のため、設計・建設当初の契約書につき、破棄せず保管すべきである。

(3) 図録の印刷の発注に関して、著作権等、後援会との権利関係を文書化すべきである。

(4) 施設使用料の滞納者に対して、提訴等の措置を執るか検討すべきである。

#### 7 職員の管理

(1) 時間外勤務命令の要件を確認し、時間外勤務命令をすべきである。

(2) 全員の作業工程表を作成して、共有化し、適切な労務管理を行うべきである。

(3) 内部統制の「独自項目」等に、時間外勤務縮減等を入れることが望ましい。

#### 8 情報公開

広く研究の成果や資料をホームページ上で閲覧できる様にするのが望ましい。

#### 9 美術館の運営

(1) 施設間の連携、新たな視点の獲得、職場内における長時間勤務の固定化を避けるためにも、定期的に、人事異動を検討することが望ましい。

(2) 毎年、全体的・個別的事業計画に対する達成度・課題等の評価をすべきである。

(3) 現代陶芸美術館との役割分担について、陶器の収集等、明確にすることが望ましい。

(4) 中長期的な視点から、県美術館の全体的な事業計画を作成すべきである。

## 第2 岐阜県現代陶芸美術館

### 1 施設の概要

施設所在地：多治見市東町4-2-5 セラミックパークMINO内

岐阜県東濃西部地域（多治見市・土岐市・瑞浪市）は、全国有数の陶磁器産地であり、近現代の陶磁器に特化した美術館として、地域の陶芸文化の中核・シンボル、地場産業の再生・活性化の因子となり得るような、新たな商品価値の創造につながる陶磁器情報の提供と、広く県民に陶芸を紹介することを目指している。

令和3年4月末現在、個人作家作品960点、実用陶磁器345点、産業陶磁器766点、その他23点の合計2094点（寄託品を含む）を収蔵している。令和2年度は、入館者2万9714人、教育普及事業438人の参加があった。



### 2 監査の重点及び監査手続

美術品の収集・保管等一連の手続、セラミックパークMINOの指定管理者との経費負担に関する仕組みに着目して監査を実施した。県の出資等法人として、公益財団法人セラミックパーク美濃についても書類監査等を行った。

### 3 指定管理者の経費分担

(1) セラミックパークMINO内に、岐阜県現代陶芸美術館が県直営で存在しているため、セラミックパークMINOの指定管理者と協定書を締結した上で、維持管理経費を支出している。同協定書は、①岐阜県現代陶芸美術館が占有する部分、②指定管理者が占有する部分、③共通部分の3つに分けて、①②の面積比に応じ、経費区分不可能な経費（光熱水費関係等施設全体共通部分に係る経費）を負担するとしている。しかし、指定管理者の自主事業スペースは、②指定管理者が占有する部分として見直すべきである。

(2) 管理経費の契約主体は指定管理者であり、現代陶芸美術館が主体となって管理経費を削減することはできないため、指定管理者の経費節減努力を促す制度設計を検討すべきである。

### 4 美術品等の取得、管理、処分

(1) 岐阜県美術館も、陶磁器（寄贈品を含む。）154点を所蔵しており、相互貸出も容易であることから、取得に当たり、両館で収集品が重複しないよう調整すべきである。

(2) 収集委員会には、岐阜県現代陶芸美術館の収蔵状況だけでなく、両館の収蔵状況を提供した上で、意見を求め、また、価格の審査を実施すべきである。

- (3) 国際陶磁器フェスティバル美濃実行委員会からの寄贈については、セラミックパークMINOという同じ施設内で展示されていたことから、慎重に検討するのが望ましい。
- (4) 寄贈を受ける場合、保存費用を概算算出し、判断材料とすべきである。
- (5) 著作権に関する条項を契約書に盛り込むなどして管理することが望ましい。
- (6) データベースを整理し、展示頻度等の情報を一覧できるようにするとともに、利用していない作品、頻度の低い作品の有効活用を検討すべきである。
- (7) 美術品を有償で貸出することも検討し、管理規則等に記載することが望ましい。
- (8) 作品及び資料を適切に管理するため、処分も含めたコレクション・マネジメント・ポリシーを策定することが望ましい。

## 5 情報管理

USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿について、外部記録媒体の使用終了を確認し、取扱管理者の押印をすべきである。

## 6 施設管理

公有財産台帳の登記年月日が記載漏れとなっているため、登録すべきである。

## 7 職員の管理

国際陶磁器フェスティバル美濃実行委員会に従事する職員の職務専念義務免除に関し、通達に基づき、台帳を整備すべきである【改善報告】。

## 8 運営方針と評価軸

- (1) ホームページで公開されている博物館自己点検システムに基づく結果について、いつ実施したものか、年度等を明記すべきである。
- (2) 平成14年の開館に当たり、「岐阜県現代陶芸美術館運営方針」を策定しているところ、設置目的や運営方針を実現するための個別評価軸を設定した上で、PDCAサイクルを回す取組みをすべきである。



## 第3 セラミックパークMINO

### 1 施設の概要

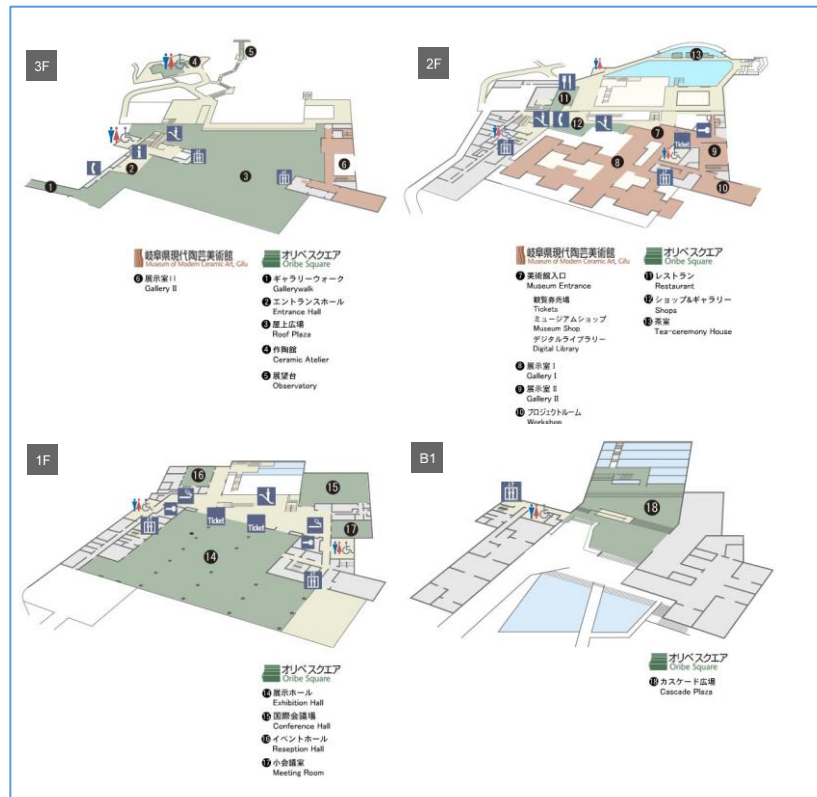
施設所在地：多治見市東町4-2-5

地域における陶磁器にかかわる産業と文化の融合を目的とし、岐阜県現代陶芸美術館と連携して陶磁器産業の育成を図り、もって岐阜県の産業の発展及び観光の振興に資するため、多治見市に設置されている。

3年に1度開催される国際陶磁器フェスティバル美濃の会場でもある。

指定管理者として、県と地元自治体等が出捐する（公財）セラミックパーク美濃への特定者指名が継続している。

令和2年度は8万3962人(令和元年度は18万4556人)の来場者があった(現代陶芸美術館含む)。



### 2 監査の重点及び監査手続

特定者指名を含む指定管理者制度の運用状況、県と地元3市の負担金に着目して監査を実施した。また、出資出捐団体である公益財団法人セラミックパーク美濃、補助金等交付団体である国際陶磁器フェスティバル美濃実行委員会について書類監査等を行った。

### 3 物品管理

指定管理期間中に、県から指定管理者への貸付備品（管理物品）に変更が生じた場合、基本協定変更協定書を締結して、貸付備品を更新しており、参考になる【参考報告】。

### 4 施設管理

- (1) 公有財産台帳の登記年月日が漏れているため、登録すべきである。
- (2) 防犯カメラに関する規程を作成して管理することが望ましい。
- (3) シール販売機が行政財産の目的外使用許可を受けた範囲の外に設置されていたため、別途申請させるか、範囲内に設置させるべきである【改善報告】。
- (4) 茶室の利用率が低調であるため、岐阜県現代陶芸美術館と連携した企画を立案するなどして、稼働率を向上させることが望ましい。

(5) 著名建築家による設計という建物の性質からして、今後は、その著作権及び著作者人格権の取扱いの拠り所となる設計・建設当初の契約書の文書管理を見直すべきである。

## 5 契約

(1) 単年度契約の再委託契約に関し、再委託先の名称及び所在を明示すべきである。

(2) 指定管理者の経費節減努力を促す基本協定書の設計が機能不全に陥っているため、経費節減努力を促すための別の手法を検討すべきである。

## 6 施設収支と利用料金

(1) セラミックパークMINOは、建設時の投下資本を回収する視点から、減価償却費を考慮した収支を把握する必要がある。負担金収入を当然のものとしてせず、収支状況を改善させるための中長期的な計画を立案することが望ましい。

(2) 利用料金の設定が開館時から同じであるため、利用料金の見直しや試行を検討すべきである。

## 7 指定管理者

(1) 原則論どおり、指定管理者を公募とすることを選択肢の一つとして検討し、公募と特定者指名のメリット・デメリットを具体的に示し、指定管理者制度等運用委員会に諮るべきである。

(2) アンケート回収数が少ないことから、統計学的視点も考慮し、アンケート回収率を向上させる取組みを検討すべきである。

## 8 設置目的とグランドデザイン

(1) 施設の複合的な設置目的と目的達成のための評価軸を整理し、明確化すべきである。

また、事業報告書においては、利用者数のみではなく、誰が、どのような目的で利用したかという整理をすべきである。

(2) 設置目的を念頭に置きつつ、より自由な発想で施設運営を進め、収支状況を改善させるために、利用促進のための協議会には、地域住民を取り込むことや外部専門家を招くなどして、活発な議論を求め、中長期的なグランドデザインを策定することが望ましい。

## 第4 岐阜県図書館

### 1 施設の概要

施設所在地：岐阜市宇佐4-2-1

岐阜県図書館は、県の中核図書館としての役割、機能を果たすため、県内・県外の図書館と連携し、県民のニーズに応じた資料を提供するとともに、専門的な資料である児童図書・岐阜県関係資料・地図資料の活用や、健康医療・子育て等の多様な分野の課題解決・調査研究に役立つ資料の提供を目的とする施設である。



平成7年に現在の施設（新図書館）となり、令和元年度における利用統計等の値は、閲覧室入室者数 51万5093人（全国9位）、図書資料費予算 7250万円（全国8位）、蔵書数 109万6738冊（全国18位）である。

### 2 監査の重点及び監査手続

文書管理、図書の管理、図書以外の物品管理及び施設管理を中心としつつ、県内外図書館との連携や、古地図の収集等独自の事業を積極的に展開している点にも着目し、現地機関及び県担当課（文化伝承課）の往査・ヒアリング、アンケート調査、書類監査等を行った。

### 3 文書管理

（1）各種利用申込書については、ボールペン等で記入する旨の注意書を付した上で、申込者への注意喚起及び受領文書の確認等を徹底すべきである。

（2）鍵貸出簿は正確に記載すべきである。

### 4 図書の管理

（1）ア 返却督促実施の内容・経緯・結果等は、電子記録化を図ることが望ましい。

イ 図書返還請求権という債権の法的性質に関する県の見解を明確にした上で、同性質に沿った適正な債権管理に努めるべきである。また、所有権に基づく返還請求権（物権的請求権）の法的性質を適確に捉えた上で、岐阜県の見解・運用を明確にすることが望ましい。

ウ① 返却不能と判断される案件については、その損害額を調定した上で、損害賠償請求権の行使を検討すべきである。また、現状のままでは、損害賠償請求権を行使しにくいのであれば、事務取扱要領に損害賠償請求の要件及び方法を定めるべきである。

② 費用対効果を考慮しながら、図書返還又は損害賠償請求の訴訟提起を検討するとともに、悪質者には、横領等による刑事告訴も検討すべきである。また、より実効的な返却督促方法として、早期に未返却者の自宅を訪問する方法をも検討することが望ましい。

（2）ア 損害額の算定につき、図書受入時の本体価格に消費税等を加えた額であることを明示すべきである。また、相当な損害額の算定方法を協議・検討することが望ましい。

イ 図書の毀損・汚損等をさせた者が中学生以上の未成年者の場合には、要領に則り、当該未成年者に対して損害賠償請求すべきである。また、保護者へ請求できる内容への要領

改正も検討することが望ましい。

(3) 現物実査の結果を踏まえて、不突合防止措置を講じた場合には、その協議の経緯・内容・結果等を文書で保存すべきである。また、排架違いに対する再発防止策の措置を講じることが望ましい。

## 5 物品管理（図書以外）

(1) 美術館から10年以上の長期にわたり図書館へ貸し出されている彫刻につき、管理換えの手続きを含めて協議を進めることが望ましい。

(2) 車両を含めた物品の異動については、常に現況を正確に把握すべきである。

## 6 施設管理

(1) レストラン運営事業者による行政財産の目的外使用許可に基づく使用料の支払遅延が継続する場合には、運営事業者の変更を検討すべきである。

(2) サポーター・ボランティア活動室等の使用につき、管財課と協議の上、行政財産の目的外使用許可の要否を検討すべきである。

(3) つり銭は、事前に準備した公金（留め置いたつり銭）において対応すべきである。また、つり銭の準備につき、交付方法の採用を検討することが望ましい。

(4) ア① 著作物である図書館建物につき、著作権等を定めた建設当初の契約書を、常用文書又は保存期間の延長申請により、破棄せず保有し続けるべきである。

② 著作者人格権（同一性保持権）の適用除外となる建物の修繕に関する工事等（劣化調査及び改修工事計画策定業務等を含む。）については、著作物以外の観点から、随意契約とする特別の事情該当性を判断すべきである。また、建物構造・部材を熟知という観点においても、随意契約の要件該当性を慎重に判断することが望ましい。

イ 図書館周辺（敷地内）に点在する各モニュメントにつき、図書館と文化伝承課との間で、その権利関係（著作権を含む。）に関する情報・取扱いを協議・共有し、協議結果等を文書化して保存すべきである。

(5) 不当要求行為に対し、弁護士等専門職との連携を積極的に図ることが望ましい。

(6) 条例において、迷惑行為者等の該当要件を明確化した上で、該当者に対する入館禁止規定を設けるべきである。

(7) ア. レファレンスサービス（調べもの相談）、イ. 各種データベース、ウ. 古地図、エ. 多目的ホール等の有用な資源については、より積極的な広報及び他施設との連携等を企画し、利用促進・他施設との相乗効果を図ることが望ましい。なお、岐阜県図書館ホームページのうち、県民の利便性の向上に資する「県有施設予約システム」に関するリンク切れにつき、修正・更新すべきである【改善報告】。

(8) 各種バリアフリー化が図られており、充実している【参考報告】。

## 7 事業計画等

中長期的な基本計画に基づき各年度のアクションプランを策定・実施し、事後的な評価結果とともに、アンケート調査の詳細な分析結果をも踏まえて、日々多様化する県民のニーズに沿った資料の収集・サービスの提供に努めている【参考報告】。

## 第5 岐阜県高山陣屋

### 1 施設の概要

施設所在地：高山市八軒町1-5



岐阜県高山陣屋（以下「高山陣屋」という。）は、徳川幕府の直轄領（幕領）となった元禄5年（1692年）から慶応4年（1868年）までの176年間、飛騨の国に派遣された25代の代官、郡代が統治政務を行った施設である。全国に60数か所あったとされる陣屋の中で、まとまった建物が残されているのは、高山陣屋だけであり、昭和4年12月に国史跡の指定を受けた。

令和2年度の入場者数は、10万3604人であり、入場料収入は2634万4000円である。担当課は、高山陣屋の維持保存、公開、活用の事業に取り組んでいる。

### 2 監査の重点及び監査手続

高山陣屋は、国史跡として重要な文化財であり、岐阜県における重要な観光施設の側面もあることから、文化財の維持・保存の活動としての適切性や観光施設としての経済的機能に着目して、監査を実施した。

### 3 利用者の管理

(1) 施設の利用については、開場時間以外の施設利用の条例規則は存在しない。一方で、独自の利用許諾により、結婚式の前撮りの会場等に利用させている。

現状に即した施設利用に関するルールを条例で定めるべきである。

(2) 高山陣屋の入場料については、岐阜県高山陣屋入場料徴収条例が定められているが、「高山陣屋入館優待券」が存在している。優待券による入場料の減免措置に関して、減免措置の申請書等を提出させ、判断すべきである。また、優待券による入場料の減免措置について、条例や入場料取扱要綱の変更等を検討し、条例等と整合させるべきである。

(3) コロナ禍も考慮して、スマートフォンを活用する等してより多くの利用者の要望を取り入れられるアンケートを実施することが望ましい。

#### 4 情報管理

(1) 写真撮影を禁止する条例等の根拠規程が存在していない。施設内の写真撮影についても、明確なルールを条例等の根拠に基づき定めるべきである。

(2) 調査研究の結果を、企画展として開催し、資料としているが、関係者のみに配布している。ホームページ上で、調査研究の資料を閲覧できるようにすることが望ましい。

#### 5 物品管理

(1) 所有者不明の物品、寄附手続をしないまま保管されている物品がある。所有者を確認した上で、寄附採納の手続等を行い、備品等の登録を行うべきである。

(2) 借入物品については、賃貸借契約書を作成するなど借入の根拠となる契約書を作成し、賃借料の支払いの根拠を明確にすべきである。

(3) 施設の資料の保管庫の容量は既に使用率 90%となっている。受入れの可否の基準などを具体的に検討し、計画しておくことが望ましい。

#### 6 施設管理

##### (1) 高山陣屋の保存修理及び整備の方針【参考報告】

高山陣屋の屋根は樽（くれ）と呼ばれる屋根材が使われており、樽を用いた屋根の葺き替えを行う職人が少なくなっている。そのため、平成 30 年度より「高山陣屋樽へぎ技術研究会」を立ち上げ、高山陣屋の建物に関する歴史や飛騨の匠の技術を研究し、その伝統的な技術の伝承と人材の育成を図っている。

(2) 鍵の管理についてはルールを文書化し、管理簿を作成すべきである。

#### 7 基本計画（グランドデザイン）

(1) 国史跡であり文化財としての維持・保存のほか、博物館類似施設として、資料の収集・保管・調査研究・展示等を行っている。また、観光都市高山の中心にあり、観光施設としての側面もある。

根本的な今後の将来像を明確化する意味でも、文化施設に関する県の事業計画を参考に施設全体の基本事業計画を作成することが望ましい。

(2) 提携・連携している市町や他施設が存在している。今後の活用を推進していく上で、必要な市町や他施設とは協定等を締結することが望ましい。

(3) 岐阜県の平成 27 年度の包括外部監査において、高山陣屋の指定管理者制度の導入について検討するよう意見が出されている。指定管理者制度を導入することについて、ハードルが高いのであれば、まずは、警備業務等、民間業者に委託できる業務を検討することが望ましい。また、民間業者に委託して県職員の業務について整理した上で、再度、指定管理者制度の導入の可否を再検討することが望ましい。

## 第6 岐阜県文化財保護センター

### 1 施設の概要

#### (1) 施設所在地

- ①岐阜県文化財保護センター：岐阜市三田洞東1-26-1
- ②岐阜県文化財保護センター飛騨駐在事務所：高山市丹生川町坊方2109
- ③岐阜県文化財保護センター飛騨国府事務所：高山市国府町名張字峠1425-1

岐阜県文化財保護センターは、埋蔵文化財を発掘調査などによって正しく記録し保存すると共にその成果を広く公開し、また積極的に活用することにより、岐阜の歴史と地域の埋蔵文化財に対する県民の理解と関心の向上に寄与するために設置されている。

### 2 監査の重点及び監査手続

発掘調査の状況及び保管、公開までの一連の流れに着目して、監査を実施した。



### 3 物品管理

岐阜県文化財保護センターは、旧岐阜県警察学校跡地に設置されているが、畳など警察学校時代の物品が朽ちた状態で残置されていた。使用用途もなく状態も悪い物については、破棄処分することを検討するべきである。

### 4 出土品の管理

- (1) 長期間貸付けている物につき、譲渡や管理替えの検討をすることが望ましい。
- (2) ケース管理 (物品管理) について、岐阜県会計規則取扱要領第1条関係に従い、会計管理者の承認を得て取扱要領等を定めるべきである。
- (3) 埋蔵文化財を発掘調査の成果を広く公開するために、博物館などとの定期的な情報共有の機会を設けることが望ましい。
- (4) 出土から一定期間経過した現在収蔵・保管されている出土品も含め、保管・管理を要しないものとされた出土品については廃棄その他の処分を検討することが望ましい。

### 5 施設管理

- (1) 出土品の劣化を防ぐ恒温・恒湿を保つ設備を配置することが望ましい。
- (2) 倉庫の入口の鉄骨が崩れかけていたが、撤去された【改善報告】。
- (3) 今後予定されている修繕を行う場合と、引越や建替を行う場合のどちらが経済的に合理的か検討すべきである。

## 6 契約

企画調査に関する業務について、随意契約理由書には、「特定の者以外の者が供給することができない」理由を具体的に記載すべきである。

## 7 飛騨駐在事務所

(1) 飛騨駐在事務所の目的や事業を検討した上で、賃貸を継続するだけでなく、土地を購入や土地の返却についても選択として、検討すべきである。

(2) 使用していない鍵が多数あり、どの場所の鍵か把握できていなかった。不要な鍵については、令和3年9月14日に処分され改善された【改善報告】。

(3) 鍵の管理についてはルールを文書化し、管理簿を作成すべきである。

## 8 飛騨国府事務所

(1) プレハブ倉庫が老朽化のため、耐久性に問題があるのであれば、撤去すべきである。プレハブ倉庫に置いてある物品は、飛騨国府事務所の中で保管すべきである。

(2) 飛騨国府事務所の利用状況を検討した上で、今後、飛騨国府事務所を維持するか撤退するかを検討すべきである。また、高山市からの借地について、取得するのか、無償借入を継続するのか、返還するのかを検討すべきである。

## 9 マニュアル【参考報告】

岐阜県文化財保護センターの業務内容を把握することが可能なマニュアルが作成されており、参考となる。

## 10 基本計画（グラウンドデザイン）

出土品の保管・管理・処分、さらには貸出・管理替えなど出土品の利活用及び他機関との連携に加え、飛騨駐在事務所や飛騨国府事務所の在り方も含め、単年度ごとの事業計画のみならず、毎年増え続ける出土品への対応として、将来にわたる中長期的な指針・計画を定めるべきである。



## 第7 岐阜県博物館

### 1 施設の概要

施設所在地：岐阜県関市小屋名 1989

目的は、岐阜県の人文、自然両分野にわたる諸資料を収集、保管、調査研究、公開し、併せて教育普及活動を行うことにより、広く県民の学習の場となり、また文化財保護の精神の涵養に役立て、新しい教養と文化の発展に寄与することである。

収蔵資料は14万3105点（人文4828点、自然13万8277点。令和3年3月31日現在）、令和2年度における利用者数は3万9837人（移動展等館外事業入場者数を含めると、7万3784人）である。



### 2 監査の重点及び監査手続

岐阜県博物館は、展示品等多数の物品を保管していることから、物品の管理状況に着目して、監査を実施した。

具体的な監査手続としては、現地確認、博物館担当者及び担当課である文化伝承課のヒアリング並びに資料閲覧を行った。

### 3 物品管理

(1) 触察資料も含め、受け入れた物品はデータベースに登録すべきである。仮に、このような取扱いが実情に沿わないものである場合には、岐阜県博物館資料取扱要項を改正すべきである。

(2) 寄附の手続に関し、決裁書類に維持費の見込額を記載し、維持費も考慮の対象とした上で、寄附申込みに対する諾否を決定すべきである。

(3) 収蔵庫の容量に余裕がない状態であるため、展示履歴の低い収蔵物の売却等の処分のほか、整理方法の工夫など具体的な対策を検討すべきである。

(4) 飛騨世界生活文化センターに保管されている物品について、博物館による利用が見込まれないのであれば、同センター等への管理換えを検討すべきである。

(5) 毒劇物に関し、薬品保管管理規定に従い、毎月現有量の確認を行い、記録化すべきである。

(6) 館長室にある物品に関し、寄贈物品については、寄附採納手続をとるなど、権利関係を明確にし、記録化すべきである。

### 4 スロープカー

スロープカーの財産上の位置づけを明確にし、財産台帳に登録すべきである【改善報告】。

### 5 刀剣研磨業務の業務委託契約

刀剣研磨業務の委託に関し、委託先が団体であるのか、それとも団体の会長個人である

のかが記録上不明確であるため、契約審査会議事録、随意契約理由書、業務委託契約書及び検査調書の記載を整合させ、委託先を記録上明確にすべきである。

会長個人に対する委託である場合には、会長以外の刀工が従事する部分については再委託となることから、当該再委託について、書面による承諾手続を執るべきである。

団体に対する委託である場合にも、契約審査にあたっては、実際に作業に従事する刀工の氏名や実績等についても情報を収集した上で審査し、その過程を契約審査会議事録及び随意契約理由書に記載すべきである。

## **6 来館者に対する資料情報の提供サービス**

来館者は、無料アプリ「ポケット学芸員」を利用して、岐阜県博物館が勧める 60 点の展示品の情報を閲覧することができる【参考報告】。

## **7 事業計画等**

(1) 岐阜県博物館のホームページ上において、事業計画を閲覧できるようにすべきである【改善報告】。

(2) 自己点検・自己評価（博物館自己点検システムに基づく）について、いつ実施したもののか、年度等を明記すべきである【改善報告】。

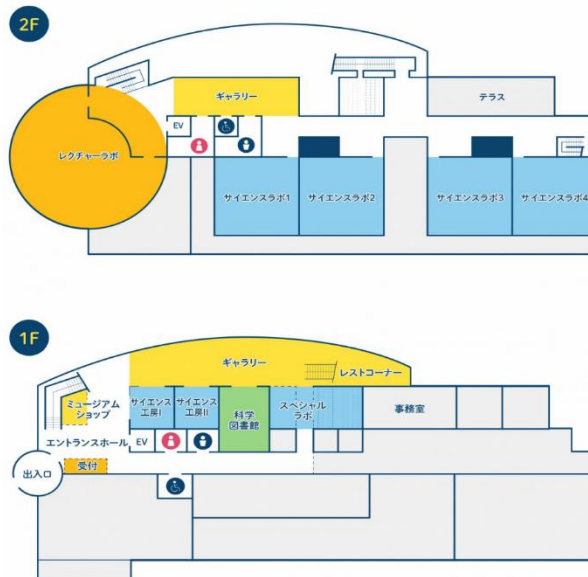
## 第8 岐阜県先端科学技術体験センター（通称：サイエンスワールド）

### 1 施設の概要

施設所在地：瑞浪市明世町戸狩 54

青少年の科学への興味を喚起し、知性豊かな創造性に満ちた人材の育成を図るとともに、広く県民に生涯学習の場を提供することを目的としている。具体的には、従来までの展示や装置による人と展示物との対話ではなく、来館者一人ひとりが実際に「実験」や「科学工作」等を行う場を提供することによって、科学・技術について驚き、不思議、感動、夢を感じてもらい、さらに科学的な試作ができる自立した人材の育成を目指している。

平成23年度より、トータルメディア・中電興業サイエンスワールド運営グループが指定管理者として管理運営している。令和2年度は、3万1530人の利用者があった（令和元年度は、10万5557人）。



### 2 監査の重点及び監査手続

岐阜県先端科学技術体験センター（以下「サイエンスワールド」という。）は、体験型の科学館であることから、体験事業を担当する人的資源に着目した。また、施設の性質上、多数の備品や薬品が存在することから、その管理状況に着目し、監査を実施した。

### 3 事業

(1) 常設事業の中核を占めるサイエンスショーについて、指定管理者は、プログラムの開発やリニューアルに取り組むべきである。また、サイエンスショーのパフォーマー業務は、新たなプログラム開発やリニューアルに反映させるため、再委託ではなく指定管理者自身において実施することが望ましい。

(2) 人材ネットワーク構築事業として、①人材育成事業／科学行人の養成、②講師紹介事業／サイエンスサポートQQを、指定管理業務として実施している。この取り組みによる成果を、指定管理者の変更にかかわらず引き継いでいくため、協定書・仕様書上で明確にすべきである（みずなみロボットクラブについても同様である）。また、指定管理者が変更になった場合の個人情報等の取扱いについて確認すべきである。

「サイエンスサポートQQ」には、サイエンスワールドの現役職員も登録されており、「出張ワークショップ」との境界が不明確となっている。指定管理者は、労務管理の観点から、運用方法を見直すべきである。

サイエンスサポーターを外部ボランティアと位置づける場合、サイエンスサポーターが使用する液体窒素について、施設内での保管を避けるべきである。

#### 4 物品管理

(1) 施設内には、前指定管理者の備品が多数存在しているが、現物実査で見落とされていた。現物実査では、存在する物品が全て物品帳簿に記録されているか確認し、寄附採納や借入等の手続を執るべきである。また、現物実査の趣旨から、備品登録する場合には、備品一式としてではなく、全部登録するか、補助簿を用いた個数管理をすべきである。

(2) 薬品管理簿には、使用量を確実に記載すべきである。また、サイエンスワールドでは、サイエンスサポーターに薬品を販売することがあるため、外部提供に対応する規程を整備すべきである。

#### 5 施設管理

(1) 防犯カメラの運用管理に関する規程を整備させることが望ましい。

(2) 緊急用のシャワーは、物が散乱している状態であった【改善報告】。

(3) 設計契約書等は既に廃棄されているが、修繕時の著作権関係を明確にするため、今後は適切に文書管理すべきである。

#### 6 契約

(1) サイエンスショーパフォーマー業務の再委託契約を維持する場合、偽装請負の疑いが生じないように、指揮命令権などを明確にすることが望ましい。

(2) 再委託契約がいわゆる一者随意契約とされているものが多いため、施設管理業務経費に競争原理を取り入れるための基本協定、仕様書内容を検討することが望ましい。

#### 7 指定管理者

(1) 岐阜県先端科学技術体験センター指定管理評価員会議において、評価員が現地視察をしており、プログラムの内容についても具体的な評価を得られている【参考報告】。

(2) 「いつでも、どこでも、サイエンスワールド」を掲げ、オンラインを活用したワークショップ等の計画を策定するなど、コロナ禍における柔軟かつ意欲的な取組みが行われており、参考となる【参考報告】。

#### 8 基本計画（グランドデザイン）

不特定多数者が自由に入館できるサイエンスワールドは、包括条例ではなく、個別条例で、設置目的や遵守事項及びこれに違反した場合の措置について明記することが望ましい。長期的な視点で見るとすべき課題等もあるため、基本計画（グランドデザイン）を作成することが望ましい。

## 第9 岐阜県歴史資料館

### 1 施設の概要

施設所在地：岐阜市夕陽丘4

目的は、「県の歴史、民俗及び行政に関する資料の収集、保存及び研究に関する事務を行う」（岐阜県行政組織規則第61条第1項）こととされる。

収蔵資料は、約47万5000点（古文書約42万4000点、公文書約3万点、図書約2万1000点）であり、令和2年度における入館者数は463人、資料閲覧件数は920件である。

歴史資料館企画展、古文書講座、夏休み親子で古文書に親しむ会などを開催している。また、歴史資料館内に事務所がある歴史資料保存協会に対して、法務・情報公開課が、古文書読解講習会を委託している。



### 2 監査の重点及び監査手続

博物館協会に参加し、展示をし、公文書館としての役割も果たしている。そこで、博物館的活動のほか、公文書館としての役割に着目して、監査を実施した。

歴史資料館及び法務・情報公開課に対するヒアリングや資料閲覧等のほか、滋賀県公文書館を訪れた。また、岐阜県歴史資料保存協会に対する関係人調査を行った。

### 3 行政資料（公文書）・歴史文書（古文書）の保管・管理

（1）行政資料（公文書）の保管・管理において、令和2年度からは、現物を受け入れる際に簿冊内の文書を確認している。

（2）歴史文書（古文書）の目録作成について、100%に近づけるよう、5～10年単位で、どの家文書の目録化を完了するのか計画を立てるべきである。

（3）サンプリングによる現物実査で現物が確認できない場合等の対応方法を、岐阜県歴史資料館購入資料等管理取扱要領において明確化すべきである。

（4）岐阜県公文書等の管理に関する条例を制定して、「歴史的価値のある公文書」について、県民が閲覧等する権利（知る権利）を明確化することが望ましい。

（5）「収蔵庫内に段積みされている歴史資料」が書架70台分（995箱×1.05÷15箱）、「収蔵庫外で仮置き状態にある歴史資料等」が書架25台分ある現状からすると、「歴史資料館の収蔵力増強について」（令和2年8月）の具体的計画や工程について、県庁舎移転も考慮に入れ、速やかに検討すべきである。

### 4 借地

（1）契約書添付図面、地積測量図等により、現地において境界に標柱を埋設するなどして、借地の範囲を確定すべきである。

（2）昭和57年から令和3年までの支払賃料を概算すると、2969万3622円以上の地代を支払っている。今後の歴史資料館の目的や事業を検討した上で、今後、土地を購入するの

か、速やかに方向性を定め、買取交渉等を検討すべきである。

## 5 岐阜県歴史資料保存協会

古文書読解講習会業務委託仕様書は、業務の概要を示すのみであり、業務の内容について具体性を欠く。仕様書の内容をより具体化すべきである。

## 6 公文書館に向けての中長期的な計画

展示会、古文書講座、資料の閲覧等、資料の整理・目録化やデジタルアーカイブ化が行われている現状を考慮すると、歴史資料館は、「住民（県民）の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」である。

歴史資料館について、岐阜県公文書館の設置および管理に関する条例を制定することを検討することが望ましい。また、公文書館に向けて、歴史資料館の中長期的な計画を策定することが望ましい。

## 第10 岐阜関ヶ原古戦場記念館

### 1 施設の概要

岐阜県不破郡関ヶ原町関ヶ原 894-55

岐阜関ヶ原古戦場記念館は、関ヶ原の戦いの歴史を伝えること及び関ヶ原古戦場の魅力を発信することにより、関ヶ原古戦場を核とした岐阜県内広域観光の推進を図り、地域の発展に寄与することを目的とした施設である。慶長5年（1600年）「天下分け目の決戦」として繰り広げられた関ヶ原の戦い、その歴史の1ページを、グラウンド・ビジョン及びシアター等、最新の映像技術を用いて、体内で感じられる体験型の施設として設置された。



### 2 監査の重点及び監査手続

関ヶ原という地理的資源及び関ヶ原の戦いという歴史的資源を活用し、岐阜県における文化財の展示や保存等の博物館的機能と、周遊観光の促進という観光拠点という2つの命題・権能を有し、令和2年10月に開館を迎えた新しい施設という点に着目して、現地機関及び県担当課（観光資源活用課）の往査・ヒアリング、アンケート調査、書類監査等を行った。

### 3 施設管理

(1) ホームページにおいて、入館当日の利用額が、「通常時」に該当するのか、又は割増料金の「企画展開催時」に該当するのか、一見して明確に判別できるようにすることが望ましい【改善報告】。

(2) ア 施設全体の利用者数及び有料区域と無料区域の利用者内訳等を可能な限り正確に把握していくことが望ましい。

イ 施設による来館者アンケートと、別館のレストラン及びカフェ運営事業者によるアンケートとが実施されており、双方の結果は、岐阜関ヶ原古戦場記念館連携定例会等において分析・情報共有され、具体的な事業等に活用されている【参考報告】。

有料・無料区域それぞれの来館者ニーズを効率的かつ機動的に把握するため、アンケートの実施箇所・方法等について定期的な見直しを行うことが望ましい。

ウ 企画展ごとのホームページ閲覧者数等の差異・動向を確認・把握し、利用者が興味を有する展示内容の傾向等を分析した上で、今後のより良い展示や催し物の実施へ反映させることが望ましい。

(3) 電子キーと同様に、アナログキーも管理簿を調製することが望ましい【改善報告】。

(4) ア レストラン及びカフェの運営につき、業務の根幹にかかわる重要な部分・業務内容については、一部委託ができない業務又は制約がされる業務として、予め事業者募集要項に具体的に記載することが望ましい。

イ レストラン及びカフェの運営事業者と、これを支援・提携する第三者業者（グループ

会社)との関係性・現況等の詳細を聴取・把握した上で、今後の運営方法・組織体制等の見直し・整理を図ることが望ましい。

(5) 委託費用を投じて募集及び養成したボランティアの減少につき、その理由を網羅的に把握して、更なる減少を回避し、今後の知識・経験を活かした活動の充実・継続に繋がる取組みを推進していくことが望ましい。

(6) 防犯カメラの映像に係る具体的な管理・運用方法を定めたマニュアルを策定することが望ましい【改善報告】。

#### 4 資料収集

資料収集委員会設置要綱の運用に従い、資料収集委員会においては資料の価格評価を行うべきではなく、今後、現状の要綱の運用を維持するのであれば、同委員会において価格評価等の言及に至らぬよう、事前に各収集委員に周知すべきである。

なお、資料収集委員会において、専門家等の立場より資料の真贋及び価格評価をも含めて自由闊達な議論・意見が出せるよう、その実態に沿った運用規程への改定を検討することが望ましい【改善報告】。

#### 5 広報

(1) SNS等による情報発信者で、その情報閲覧者数が多い者(いわゆる「インフルエンサー」)の積極的な利活用の態様については、他の県有施設と比べて先進的であるため、参考として報告する【参考報告】。

(2) ホームページは、利用促進及び利便性向上に資する重要な位置づけ・機能を有することから、その利便性を減殺するリンク切れ等が生じないように、常に内容を確認・修正・更新すべきである【改善報告】。

#### 6 他施設との連携

岐阜県博物館、岐阜県図書館等の歴史・文化に関連する県有施設との連携はもちろんのこと、都市公園等の他分類における県有施設を中心に、より一層の連携を図るとともに、近隣民間施設との連携をも積極的に模索し、県有・民間施設を総合的に活用した利用者の促進という相乗効果を図っていくことが望ましい。

#### 7 事業計画

岐阜関ヶ原古戦場記念館及び関ヶ原町をはじめとする関係各機関と協議の上、施策の連続性を有する中長期的な指針・計画の策定作業を可能な限り速やかに完了させ、同計画のもと施設を運営することが望ましい。



## 第 11 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館

### 1 施設の概要

岐阜県各務原市下切町 5 丁目 1 番地

航空宇宙に関する知識、技術等の普及及び啓発を行うとともに、将来の航空宇宙産業を担う人材を育成し、もって航空宇宙分野の科学技術の振興に寄与することを目的として設置された施設である。



### 2 監査の重点及び監査手続

航空宇宙に関する知識、技術等の普及及び啓発という博物館としての機能と、将来の航空宇宙産業を担う人材の育成という教育機関としての機能を併せ持つ施設という点に着目して、施設・物品等に関する管理の適正性、目的に合致した資料の収集及び持続的で安定的な運営のための計画・広報・他機関との連携等を中心に、指定管理者（公益財団法人岐阜かかみがはら航空宇宙博物館）及び県担当課（航空宇宙産業課）の往査・ヒアリング、アンケート調査、書類監査等を行った。

### 3 施設管理

(1) 施設の展示機数やその性質（実物又は模型）は、施設の基本情報であり、かつ、利用者の関心事項でもあることから、速やかにホームページの記載を正確な内容に訂正するとともに、今後も記載内容が現状を正確に反映しているか等につき、随時確認・更新作業を行うべきである。

(2) 鍵の管理簿は、正確に記載すべきである。

### 4 物品管理

(1) ア 航空分野のみならず、宇宙分野に係る資料においても、業界団体関係者等との面談や企業訪問などを実施し、積極的に資料の収集・受入れを図ることが望ましい。

イ 指定管理者は、自ら受入れた資料につき、物品受払台帳等に記載して、これを適正に把握・管理すべきである。また、航空宇宙産業課は、指定管理者に対して、同受入れ資料の名称及び基本情報等を遅滞なく報告させ、その情報共有を図るべきである。

(2) 屋外展示機の権利関係等の詳細については、各務原市が所有する使用貸借契約書等の内容を確認した上で、少なくとも同物品の具体的な管理行為を行う指定管理者において、同契約書等の写しを所持・保管することが望ましい。

### 5 個人情報等の管理

(1) 防犯カメラの映像データの保管方法、期間、外部提供事由及び管理責任者等を定めたマニュアル等を策定することが望ましい。

(2) 電子メールアドレスの管理につき、情報セキュリティ対策基準の遵守を徹底すべきである。

## 6 危機管理

来館者に受傷等の事故が生じた場合には、危機管理マニュアルに従い、直ちに航空宇宙産業課等へ事実関係の報告を行った上で、将来の予防策を協議し、必要な対策を講ずべきである。

## 7 職員の管理

(1) 指定管理者は、新型コロナウイルスによる休館期間を有意義なものとするため、同期間中に外部講師を招いたクレーム対応等の研修を実施している【参考報告】。

(2) 指定管理業務の一環として実施された職員研修については、同実施結果等を書面に記載した上でこれを保存し、同書面に基づき、業務報告（毎月）及び事業報告（年度）を行うべきである。

## 8 他機関等との連携

(1) 岐阜県博物館以外にも、①他の県有施設及び②県外の連携施設である「あいち航空ミュージアム」及び「石川県立航空プラザ」と、より積極的な連携を検討・企画し、もって双方施設の入館者数増加等の相乗効果を図ることが望ましい。

(2) ア 施設屋外第1収蔵庫の一画で、行政財産の目的外使用許可を得て活動する宇宙少年団各務原分団においては、同分団における水ロケットの製作活動・経験等を経て、県内の航空宇宙産業を担う企業に就職するという将来の人材育成が図られている【参考報告】。

県内各教育機関との間で、より積極的に情報交流・人材交流及び連携企画等を図り、将来の航空宇宙産業を担う人材の育成に努めることが望ましい。

イ 航空宇宙産業クラスター形成特区に位置づけられた県内各市町に所在する航空宇宙産業関係企業との間で、面談や企業訪問を実施し、より積極的に情報共有等を図り、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館が、同特区における情報交流・発信の場として利活用できるよう計画・実行することが望ましい。

ウ 賛助会員拡大に関する対象者を、特に法人に絞ることなく、門戸を広げて個人に対する積極的な広報活動を展開することが望ましい。

## 9 事業計画・評価

(1) 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館運営管理協議会及び関係各機関と協議の上、平成30年3月のリニューアルオープンまでの基本計画と連続性を有する中長期的な基本的運営方針としてのグランドデザインを早急に策定し、これを公表することが望ましい。

(2) 利用者のニーズや傾向を把握するため、アンケート回答結果の整理・集計を図ることが望ましい。

## 第12 OKBふれあい会館・サラマンカホール

### 1 施設の概要

施設所在地：岐阜市藪田南 5-14-53



OKBふれあい会館は、県民のふれあいと交流の促進を図るとともに、県民文化の発展に寄与することを目的とし、音楽公演専用ホールのサラマンカホール、会議室、イベント広場などの各種貸出施設や様々な行政関係機関が入居するなど利用者に多種多様なサービスを提供する複合型文化施設であり、令和2年度の入場者数は、41万7864人である。

令和2年度の指定管理者はふれあいファシリティズである。

### 2 監査の重点及び監査手続

OKBふれあい会館は、サラマンカホールという文化施設と、ふれあい会館という貸会議室等の複合型文化施設である。したがって、2つの性格を持つ施設について、指定管理者がどのような管理をしているのかに着目して、監査を行った。

### 3 物品管理

著作物であるアートワーク、中国江西省との友好記念碑、ぎふ清流文化プラザ（旧未来会館）から移管した作品等の管理について不十分な点があった。また、人間国宝である作家の作品（青釉ラスター彩陶壁）について、広く県民及び利用者に案内すべきである。

### 4 ぎふ弦楽器貸与プロジェクトSTROAN

審査員の選任基準あるいは選定理由、任期を明文化すべきである。また、審査員を複数名にする、あるいは、実技の審査項目を細目化し、審査結果の客観性を高めるべきである。また、保険契約書の誤記について訂正すべきである。

### 5 施設管理

会議室の使用順位を決定するルールを明記すべきである。また、同時通訳機の廃棄処分についても具体的計画を立てるべきである。

防犯カメラ・監視カメラの管理運用に関する規程を作成することが望ましい。

レストラン運營業務について第三者に再委託されていることから、行政財産の目的外使用許可の転貸手続及び再委託の承認手続の要否について検討すべきである。

無料バスによる送迎は、参考になるため、報告する【参考報告】。また、文化振興事業（指定管理業務）として、オープンスペースを活用し、写真展、絵画展等を行っている。

## 6 指定管理者

施設管理とサランカホールの企画事業を分けて募集をするなど、より多くの団体の応募を促し競争原理を働かせる募集方法を検討することが望ましい。また、サランカホールの企画事業については、長期間を指定管理期間にする等、指定管理者による人材投資を促し、実績と経験を積める環境を整えることが望ましい。

管理施設に係る業務の実施状況等について、指定管理者評価員による現地視察を行い、指定管理者から説明を受けるなどすべきである。

## 7 再委託

(1) 指定管理者監査資料の委託料支出調（第三者委託分）の委託先として、当事者である指定管理者の構成員も記載しているため、委託先には第三者を記載すべきである。また、指定管理者は、その構成員への委託業務を含む、自らが業務遂行のために要した費用を、根拠資料を示すとともに、正確に報告すべきである。

(2) 第4期（H29.4.1～R4.3.31）において、第3期（H24.4.1～H29.3.31）の指定管理者であったC株式会社が指定管理者の構成員から外れ、再委託先として指定管理業務を担っているが、指定管理者の構成員であった第3期と業務内容は変わらない。しかし、管財課等の説明によると、基本協定書に基づく業務実施状況の現地確認は、指定管理者の構成員ではない第三者に及ぼすことはできない。したがって、再委託の承認に際しては、再委託契約書、再々委託契約書等の提出や、県の調査が再委託先、再々委託先等にも及ぶことなどを条件として、再委託の承認の是非を検討すべきである。

## 8 OKBふれあい会館の基本計画（グランドデザイン）

OKBふれあい会館の基本計画として、特に稼働率の低い施設について、利用目的を明確に定め、修繕や改装の必要性の有無・優先順位を検討することが望ましい。

## 第13 飛騨・世界生活文化センター

### 1 施設の概要

施設所在地：高山市千島町 900-1



飛騨・世界生活文化センターは、生活文化を中心とした県民の文化活動及び交流の場を提供し、もって県民文化の振興を図るとともに、地域社会の活性化に寄与する（飛騨・世界生活文化センター条例第1条）目的で設置された施設である。

令和2年度の指定管理者は、共同体飛騨コンソーシアムである。令和2年度の入場者数は、13万4553人、施設収入の合計は2億5581万6000円であり、2億3559万5000円が指定管理料であり、利用料金収入は978万9000円である。

### 2 監査の重点及び監査手続

飛騨・世界生活文化センターは、イベント会場として県内で広大な面積に建てられた巨大施設であり、指定管理制度を採用して運営されている。施設の本来の目的、施設の有効活用、施設における物品等の管理状況に着目して、監査を実施した。

### 3 債権管理

飛騨コンソーシアム文書管理規程において、文書の保存期間を、旅費等も含め一律5年と定めているが、岐阜県公文書規程と同じ保存期間を定めるべきである。

ホームページのためのレンタルサーバーの契約者が、指定管理者代表の個人名となっていた。レンタルサーバーの契約内容を修正し、指定管理者名による契約にすべきである。

### 4 物品管理

①高山市の保管庫としての利用、②白川村の物品の寄託、③所有者不明物品、④小学生作品の展示、⑤災害備蓄品の保管など、寄附採納手続の確認を要する事例や行政財産の目的外使用許可等の手続の検討が必要な事例が散見された。

## 5 施設管理

(1) 保守点検業務について、仕様書に必要な業務内容が網羅されているか確認し、事業実施報告書の書式も、点検の実施状況等が分かるよう見直しを検討することが望ましい。

(2) ミュージアム飛騨に置いてある木製の椅子等の物品について、責任の所在を明確にするためにも、契約書等を作成するなど、適切な管理を行うべきである。

(3) ミュージアム飛騨の中心にある大きな階段は不動産であって物品ではない。当該階段は物品登録から削除し、建築物の一部として管理すべきである。

(4) レストラン運営業務があるが、第三者に委託されている。行政財産の目的外使用許可の転貸手続及び再委託の承認手続の要否について検討すべきである。

## 6 関連団体

(1) 飛騨・世界生活文化センター活用推進協議会は、地元主導の活用推進を図るために作られた協議会であり、岐阜県・飛騨圏域3市1村の負担金で運営されている。飛騨・世界生活文化センター活用推進協議会の事務局が設置されていることから、行政財産の目的外使用許可の申請手続について検討すべきである。

飛騨・世界生活文化センター活用推進協議会に対する負担金に関し、監査委員事務局が行う補助金等交付状況調査に、監査対象である旨、回答すべきである。

(2) 飛騨コンソーシアムは、指定管理業務に従事する職員の社会保障や福利厚生を目的として株式会社Fを設立している。

飛騨コンソーシアムで働く従業員のほとんどは株式会社Fの従業員であり、指定管理者は、「事務人材管理委託」契約を行っている。

指定管理者として誰が適切なのか、株式会社Fと締結している「事務人材管理委託」を再委託とするのか、検討すべきである。

## 7 事業評価

(1) 飛騨・世界生活文化センターに対する指定管理料の支出と飛騨・世界生活文化センター活用推進協議会に対する負担金の支出は、別の事業評価調書に記載すべきである。

(2) 管理施設に係る業務の実施状況等について、指定管理者評価員による現地視察を行い、指定管理者から説明を受けるなどすべきである。

## 8 基本計画（グランドデザイン）

飛騨・世界生活文化センターは、「世界文化」の交流拠点として計画されている施設であるが、現状は、そのような施設として運営されていない。

今後、どのような施設として運営するか、長期的な視点で、計画した上で、指定管理者に運営を委託することが望ましい。

## 第14 ぎふ清流文化プラザ

### 1 施設の概要

施設所在地：岐阜市学園町3-42

目的は、県民の文化活動及び交流の場を提供し、もって県民文化の振興を図るとともに、地域社会の活性化に寄与することにある。子ども、若者など次世代の文化芸術の担い手を育成し、新たな文化を創造していくための県民参加型の拠点、障がい者の文化活動の拠点であることを基本コンセプトとしている。



令和2年度における利用者数は、17万6696人（同施設内にある運転者講習センターでの免許更新者13万9747人を含む）である。

### 2 監査の重点及び監査手続

ぎふ清流文化プラザは、令和元年度より、現在の指定管理者である公益財団法人岐阜県教育文化財団（以下「財団」という。）が特定者指名により指定管理者となっているところ、指定管理者の交代に際して指定管理業務の範囲が拡大され、従前は財団が岐阜県からの受託事業ないし補助金事業としてぎふ清流文化プラザで実施していた事業の一部が指定管理業務に組み込まれることになった。

もっとも、財団が指定管理者となった令和元年度以降も、財団は、ぎふ清流文化プラザにおいて、指定管理業務の枠外で岐阜県からの受託事業、補助金事業を実施している。

そこで、平成30年度以前と令和元年度以降の指定管理業務、岐阜県からの受託事業、補助金事業それぞれの内容を比較し、各事業に対する支出が適切になされているか否かという点に主に着目して監査を実施した。

具体的な監査手続としては、現地往査並びに担当課である文化創造課及び出資出捐団体である財団のヒアリングを行うとともに、資料閲覧を行った。

### 3 指定管理者

(1) 指定管理者の特定者指名は、法令及びガイドラインの定める要件及び基準に沿って行うべきである。

(2) 指定管理業務（自主企画事業）で得た収入は、公益財団法人の自己財源としてではなく、指定管理事業者の収入として計上すべきである。

(3) 今後の本施設の基本協定締結にあたっては、指定管理者の利益額（収支差額）に応じた納付金を徴収できるように協定を結ぶことが望ましい。

(4) 指定管理者評価員会議の議事録には、評価員に施設を案内したことについても記載すべきである。

### 4 施設管理

(1) 実施を義務づけられている喫茶室及び子育て支援スペースの運営は、自主事業では

なく、指定管理業務に含めるか、岐阜県が直接業者に委託することが望ましい。

(2) 財団が喫茶室及び子育て支援スペースの運営を第三者に委託して行う場合には、岐阜県に対して申請を行い、再委託の承認を得るべきである。

(3) 財団が喫茶室及び子育て支援スペースの運営を第三者に委託していることに関し、文化創造課及び財団は、転貸の許可手続について、管財課と協議して、検討すべきである。

(4) 障害福祉課職員が施設内の事務室で電気を使用していることに関し、文化創造課は、障害福祉課との間で、電気代の精算について協議し、その結果を文書に記録すべきである。

(5) 著作物の管理に関し、仕様書に明記されている内容については、指定管理者および文化創造課において把握しておくべきである。

## 5 県民による施設の利用

県民による施設内のホールの利用に関し、比較的県民が利用しやすいと考えられる土曜日・日曜日について、財団が予約できる日数の上限を定めるなどの方策を講じることが望ましい。

## 6 契約

(1) 地歌舞伎公演の一者随意契約に関し、随意契約理由書には、県事業として開催する地歌舞伎について、ぎふ清流文化プラザでしか実施できないものであること、及び、その理由も明記すべきである。

(2) 広報の一者随意契約に関し、一者随意契約とするのであれば、他の業者ではなし得ないものであることを、随意契約理由書に、より具体的に記載すべきである。



## 第3章 岐阜県の県営都市公園

### 第1 養老公園

#### 1 施設の概要

岐阜県養老郡養老町高林 1298-2

名瀑「養老の滝」を中心とした養老山麓の自然と歴史に触れ、養老天命反転地において芸術を体感し、また、パークゴルフ場、パターゴルフ場等のスポーツ施設及び岐阜県こどもの国等の児童施設において豊かな自然の中でのびのびと遊ぶといった、県民の憩い、自然・歴史・芸術・スポーツとの触れ合いをコンセプトに設置された都市公園である。



#### 2 監査の重点及び監査手続

幅広い世代を対象に、県民の憩い、自然・歴史・芸術・スポーツとの触れ合いをコンセプトに掲げた都市公園という点に着目して、都市公園台帳及び施設管理台帳の記載内容並びに施設・遊具等の物品に関する管理・整備の適正性を中心に、指定管理者、県担当課（都市公園課）及び大垣土木事務所の往査・ヒアリング、アンケート調査、書類監査、関係人調査等を行った。

#### 3 施設管理

(1) 地積測量図等により、現地において境界に標柱を埋設するなどして、民有地等との境界の範囲を確定すべきである。

(2) 都市公園台帳を、毎年1回は更新すべきである。毎年、都市公園課は、自主事業の一覧を大垣土木事務所に提出すべきである。また、大垣土木事務所は、今回の監査をきっかけに作成した許可の一覧を更新しながら、都市公園課に提出すべきである。

公園敷地内に存する各種物件につき、都市公園台帳とともに、順次その物件の存否及び権利・許可関係を整理・把握し、各種管理台帳を更新すべきである。

(3) 公園内の建築物等については、その現状・危険性の有無及び程度を日常的に点検した上で、適時に危険物の撤去等が実施されるよう努めるべきである。

(4) 長らく利用率が低迷している養老キャンプセンターにおいては、養老町と協議の上、次期指定管理者募集要項の留意事項に記載のとおり、指定管理者による積極的な運用（他用途を含む。）を図ることが望ましい。

次期指定管理者募集において、指定管理期間を10年に伸長したことは、指定管理者が、中長期的計画に基づく持続可能性のある公園事業を展開し、投下資本の回収を図ることができるという点において、指定管理制度の活用・充実に資すると評価できる【参考報告】。

(5) 養老公園敷地内にある各橋（周辺道路を含む。）の落ち葉やゴミ清掃等に関する業務の内容・範囲については、基本協定書（又は少なくとも仕様書）に記載して明確にするこ

とが望ましい。

#### 4 物品管理

(1) 古より設置された養老公園内に存在する複数の祠や碑等の歴史的物品については、その設置者又は管理者との間で、歴史的背景・経緯についても協議・確認した上で、都市公園法上の許可等を検討すべきである。

(2) 養老公園内の倉庫については、いずれもその現況を正確に施設管理台帳に反映させ、指定管理者において適切に管理すべきである。

(3) 彫刻・絵画等の養老公園内にある物品については、いずれもその所有者を正確に調査・把握した上で（不明な場合には、都市公園課及び指定管理者がその処理・帰属方法を協議した上で）、これを物品管理台帳に反映させ、指定管理者において適切に管理すべきである。

(4) 遺失物は、その経済的価値の有無を問わず、全件、遺失物取扱要領に規定された日数以内に、警察署長に提出すべきである。

#### 5 契約関係

(1) 養老天命反転地（著作物）内における落石等の危険個所の修繕については、著作者人格権（同一性保持権）の適用が除外される改変と思料されるため、施設利用者の安全確保を最優先とし、著作権管理団体への報告・承認に先立ち（又はこれと同時処理的に）、緊急処置的な原状回復作業を実施する方法を検討することが望ましい。

(2) 指定管理者自らを一部委託先業者と指定する届出書の誤記につき、これを削除し、文書を正確に処理すべきである。

#### 6 指定管理料の精算

指定管理料の余剰金納付実績に鑑みれば、指定管理者が本施設の特徴を最大限に発揮し、利用促進を図っていると評価できる【参考報告】。

#### 7 バリアフリー

(1) バリアフリー化の中長期的な計画を立て、これを実施し、施設の設置目的の一つである老若男女の憩いの場所の提供を図るべきである。

(2) 指定管理者は、自らのグループ関連会社から障がい者・高齢者を受け入れ、その雇用促進を図ることを計画している【参考報告】。

#### 8 事業評価

(1) 指定管理者は、利用者に対するアンケート調査を実施した上で、「公園の管理運営診断（Park Management Karte）～利用者満足度による公園評価システム～」を用いて詳細な調査・分析を行い、その結果を事業計画に反映させている【参考報告】。

(2) 管理施設に係る業務の実施状況等について、指定管理者評価員による現地視察を行い、指定管理者から説明を受けるなどすべきである。

## 第2 岐阜県百年公園

### 1 施設の概要

関市小屋名 1966 番地

敷地面積 100ha 園内に自然豊かな里山林が広がり、100種2万株を誇る花菖蒲園など多くの動植物が観賞できる。また、複合遊具、アスレチック遊具、水遊びができる徒渉池、サイクリングコース、テニスコート等の他、園内には 岐阜県博物館、レストランもあり、季節を問わず、老若男女、幅広い層の利用者が多目的かつ有意義に過ごすことができる施設である。



### 2 監査の重点及び監査手続

岐阜県百年公園は、敷地面積 100ha を有し、複数の遊具やサイクリングコースがあることから、遊具の点検・修繕等の施設管理及び自主事業に重点をおいて監査を実施した。指定管理者、県担当課（都市公園課）及び美濃土木事務所の往査・ヒアリング、アンケート調査、書類監査、関係人調査等を行った。

### 3 物品管理

県所有のAEDのうち登録されていないAEDについて、物品登録すべきである。また、所有者が前任の指定管理者であるドラム缶が放置されている。前任の指定管理者による撤去が困難である場合には、前任の指定管理者に所有権放棄する旨の記録を取り、岐阜県の所有物とした上で、廃棄処分をすることを検討すべきである。

### 4 施設管理

(1) 都市公園台帳（総括表）の記載上、平成8年4月30日が最後の更新であった。原則として、毎年、都市公園台帳を更新すべきである。この点、令和3年11月に都市公園台帳が更新された【改善報告】。

(2) 都市公園台帳において、都市公園法第5条の許可について記載がないことから、都市公園台帳に、都市公園法第5条の許可について、指定管理者や土木事務所に確認して、記載すべきである。また、毎年、都市公園課は、自主事業の一覧を美濃土木事務所に提出すべきである。美濃土木事務所、指定管理者は、都市公園法第5条の許可についても、網羅的に記載した一覧表を、都市公園課に共有すべきである。

(3) 美濃土木事務所では、岐阜県百年公園に関し、「令和2年度公園使用料収入調」を作成し、管理許可、設置許可、占用許可、制限行為許可について、それぞれ①施設名、②土地建物の別、③面積、④許可期間、⑤使用料、⑥許可の相手先について一覧でまとめて管理

している【参考報告】。

(4) 防犯カメラについて、設置使用及び撮影録画したデータの管理運用に関する規程を作成することが望ましい。

(5) 駐車場料金所(南口)について、廃棄処分、廃棄計画を検討すべきである。

(6) ドックランの運営をするあたり、利用者が安全・安心して利用できるように、岐阜市の畜産センター公園の運用を参考に「ドックラン利用登録申請書兼誓約書」を作成している【参考報告】。

(7) 利用者数を算出する係数を定める基準や方法について、文書として残すべきである。

## 5 バリアフリー

92か所のうち62カ所がバリアフリー法に適合していない。適合可能な箇所を検討の上、順次適合させるために必要な措置を計画的に講ずるべきである。

## 6 指定管理者

(1) セグウェイについて、事業が実験段階であっても、委託業者との間で留意事項等も含めた契約を締結し、県に対し、再委託の承認手続きを執るべきである。

(2) 指定管理者の評価員会議について、指定管理者評価員による現地視察を行い、指定管理者から説明を受けるなどすべきである。

## 7 基本計画(グランドデザイン)

指定管理者が修繕可能な施設については、その都度修繕を行ってきたとのことであるが、1つ1つの修繕は指定管理者により可能なものであったとしても、その数が多く、頻度が高ければ、長期的にみて指定管理者にかかる負担は重い。また、バリアフリー適合理化措置も必要であることなど、指定管理期間を長期間とするのかなど長期的な視点で見るべき課題も多い。したがって、指定管理期間である5箇年度を超えた長期間のビジョンとして、基本計画(グランドデザイン)を作成することが望ましい。

### 第3 ぎふワールド・ローズガーデン（花フェスタ記念公園）

#### 1 施設の概要

岐阜県可児市瀬田 1584-1

昭和 55 年度に策定した「県土公園化構想」を実現するための施策として、自由時間の増大、レクリエーション需要の多様化に対処でき、心の豊かさ、生活の潤いを求める声に答えられる広域公園として、平成元年 4 月 29 日に、可茂益田地方生活圏に県下 3 番目の広域公園として開設された。



#### 2 監査の重点及び監査手続

ぎふワールド・ローズガーデンは、平成 28 年 10 月に策定された

「岐阜県都市公園活性化基本戦略」に基づき、令和 3 年 10 月 9 日に「花フェスタ記念公園」から名称変更をした。そこで、上記戦略に基づいた運営を実施できているか、特に新たに公園に導入された施設や既存の施設の整備状況に着目して監査を実施した。指定管理者、県担当課（都市公園課）及び可茂土木事務所の往査・ヒアリング、アンケート調査、書類監査、関係人調査等を行った。

#### 3 ぎふ国際ローズコンテスト

ぎふ国際ローズコンテストは、令和 3 年で第 19 回目を迎えるが、審査員の任期について具体的に協定等で定めておくべきである。

#### 4 物品管理

(1) 平成 23 年 4 月から存在する古い動力噴霧機について、設置許可等の手続、あるいは、岐阜県の所有物とした上で、廃棄処分することを検討すべきである。また、遺失物について拾得物の台帳を作成すべきである。ビニールハウスについて物品登録すべきである。

(2) 茶器や掛軸について適切な方法で管理すべきである。また、茶器についてより利用してもらいやすい方法を検討することが望ましい。茶室についても、他機関と連携しながら、県民に広く周知させ茶室の目的に利用を促進することが望ましい。

#### 5 農薬管理

指定管理者が管理している農薬の種類及び数を適切に把握するために、購入・在庫管理の記録簿を作成すべきである。また、医薬用外毒物及び医薬用外劇物を保管する棚の鍵については、農薬管理者により適切に管理すべきである【改善報告】。

## 6 施設管理

花のタワーについて、保安林の伐採等花のタワーに関する長期的な運用計画を具体的に策定することが望ましい。

## 7 岐阜県立国際園芸アカデミー

岐阜県立国際園芸アカデミーの学生による卒業制作の管理を指定管理業務として行っていることから、花フェスタ記念公園管理運営業務仕様書にその旨を明記すべきである。また、学生の教育及び園芸管理の観点から、同アカデミーを公園内に移転することも視野に入れ、連携を検討することが望ましい。

## 8 体験学習施設

一般社団法人を入居させ、寄せ植え体験講座の開催、情報発信等を行っている。そこで、花フェスタ記念公園管理運営業務仕様書に、花き利用促進の教養施設(体験学習施設)として、寄せ植え体験講座の開催、情報発信等の業務を行う旨を明記することが望ましい。そして、当該業務を委託する場合には、県に対し、再委託の承認の申請を行い、同法人との間で業務委託契約を締結すべきである。また、同法人の事務所を設置していることについて、都市公園法上の許可が必要か検討すべきである。

## 9 都市公園台帳等

(1) 都市公園台帳について、誤記があったため、正確に記載し、毎年1回は更新すべきである。また、都市公園課は、自主事業の一覧を可茂土木事務所に提出し、可茂土木事務所は、許可の一覧を更新しながら、都市公園課に提出し情報共有すべきである。  
(2) 公有財産台帳について、登記が必要な建物については登記をし、登記がされている建物については、登記年月日蘭に登記された日付を記載すべきである。倉庫について、公有財産台帳に記載すべきである。

## 10 指定管理者

指定管理者評価員による現地視察を行い、指定管理者から説明を受けるなどすべきである。

## 11 その他グランドデザイン

都市公園活性化基本戦略の基本方針は四季性を前提にしている一方で、同戦略が設定するぎふワールド・ローズガーデンの基本コンセプトは二季性に親和性のあるものとなっている。そこで、方向性(二季性か四季性か)を明らかにした上で、各事業の具体的進め方を検討することが望ましい。

## 第4 ぎふ清流里山公園

### 1 施設の概要

施設所在地：美濃加茂市山之上町 2292 番地 1

平成 15 年に、「日本昭和村」をコンセプトに、県下の道の駅・観光の総合情報センターとしての役割を持つ複合拠点施設「平成記念公園」として開園した。その後、平成 28 年度に策定した岐阜県都市公園活性化基本戦略に基づき、「人と自然が共生する里山の暮らしと文化を親しむ」を基本コンセプトに再整備を行い、新たなコンセプトの公園（入園無料）として、平成 30 年 4 月 8 日に「ぎふ清流里山公園」としてリニューアルオープンした。平成 30 年度からは、ぎふ清流里山公園みらい創造グループが指定管理者として管理運営しており、令和 2 年度には 39 万 6768 人（令和元年度は 63 万 7764 人）の入園者があった。



### 2 監査の重点及び監査手続

平成 30 年度から基本コンセプトを変更し、入園料を無料化していることから、基本計画の実施・検証状況に着目した。また、平成 30 年度から指定管理者が変更となっていることから、指定管理者の引継状況に着目して監査を実施した。指定管理者、県担当課（都市公園課）及び可茂土木事務所の往査・ヒアリング、アンケート調査、書類監査、関係人調査等を行った。

### 3 入園料無料化の検証

入園料無料化という政策変更をした場合、想定されたゾーン分け収支分析や入園料無料化の経済効果が検証されて然るべきであるから、検証時期を明確にした上で、入園料無料化前後の収支分析や経済効果を検証することが望ましい。

### 4 物品管理

- (1) 農薬と燃料につき、記録簿で使用状況を把握すべきである【改善報告】。
- (2) 貸出備品であるフットサルゴールを備品登録すべきである。

### 5 施設管理

- (1) 公有財産台帳、都市公園台帳、施設管理台帳の不備が散見されたため、年 1 回は更

新すべきである。

(2) 遊具について、指定管理者は、点検簿に記載漏れのないようにし、土木事務所は、点検簿の記載内容を確認すべきである。

(3) 屋根付き広場について、その管理を自主事業と位置付け、都市公園法第5条1項に基づく管理許可による場合には、屋根付き広場を管理物件から除外するよう、基本協定書を変更すべきである。

(4) 能楽堂について、協定書・仕様書記載の伝統芸能等の提供をすべきである。また、担当課は、文化伝承課等と連携・協働して、能楽堂活用のため指定管理者を援助することが望ましい。現状、指定管理者は、能楽堂の無償貸出を行っているが、協定書・仕様書上に明記すべきである（茶室についても同様である）。

(5) バリアフリーの観点からの報告書が提出され、銭湯に至るスロープの段差について指摘されていたが、修繕されていなかった【改善報告】。

(6) 「公募設置管理制度」(Park-PFI) を利用し、令和2年10月6日に、公園内にホテルがオープンしている。Park-PFI を利用した宿泊施設は、全国で初めての取組である【参考報告】。

(7) 銭湯の利用料金について、ホテル利用者への特別の利用料金を定める場合には、知事の許可を得るべきである【改善報告】。



## 6 契約関係

再委託届出書の再委託先を特定できるよう、法人と個人の区別を明確にし、個人事業主の場合は、屋号とともに契約主体たる個人名を記載すべきである。

## 7 指定管理者

(1) 基本計画の検証を行い、ゾーン分け会計の是非を検証することが望ましい。

(2) 前受金の引継については、基本協定書に基づき、原則、県に引き継がせるべきである。前受金額によっては次期指定管理者に不測の負担を強いる可能性もあるため、前受金の概算額がどの程度になるかを情報提供すべきである。

(3) 指定管理者は、前指定管理者が購入した備品について、売買契約を締結して、引継ぎも行われている【参考報告】。

## 8 基本計画（グランドデザイン）

未供用区域の利活用や基本計画の検証など中長期視点からの課題もあるため、5年サイクルによる基本戦略とは別に、中長期的な観点からの基本計画（グランドデザイン）を作成することが望ましい。





## 5 事業

(1) 店舗の管理につき、今後は、管理許可だけでなく、名城公園のトナリノのように、食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う制度（P-PFI制度）の方法も検討することが望ましい。

(2) 県及び指定管理者に加え周辺事業者と共同で、河川環境楽園において、ドライブインシアターなどの自主事業を行っており、参考となる【参考報告】。

(3) ケータリングカーの設置については、実際に使用する面積（使用場所）に基づいて、設置許可の申請を行うべきである

(4) 大道芸人を呼ぶイベントが、自主事業か指定管理業務なのか検討し、都市公園法上の許可や再委託の手続が必要か検討すべきである。

## 6 指定管理者

(1) 営業料の変更合意における決裁手続では、赤字となっていることを示す資料を添付するなどして、判断過程が分かるようにした上で、決裁すべきである。

(2) 管理施設に係る業務の実施状況等について、指定管理者評価員による現地視察を行い、指定管理者から説明を受けるなどすべきである。

## 第6 世界淡水魚園水族館（アクア・トトぎふ）

### 1 施設の概要

施設所在地：岐阜県各務原市川島笠田町 1453 番地



世界淡水魚園水族館を環境学習の場として、また地域交流拠点として子供から大人まで岐阜県の自然環境、河川環境を楽しく学び、考える場とするとともに、癒しの効果を持つ施設である。

令和2年度の指定管理者は、株式会社江ノ島マリンコーポレーションである。令和2年度の入場者数は、26万1334人、指定管理料は1億3448万2000円、施設収入の合計は4億5541万6000円である。

### 2 監査の重点及び監査手続

都市公園施設であるが、博物館的な側面をもつ施設であることから、施設管理及び生物の育成に関し、指定管理者がどのような管理を行っているか着目して監査を実施した。指定管理者、県担当課（都市公園課）及び岐阜土木事務所の往査・ヒアリング、アンケート調査、書類監査、関係人調査等を行った。

### 3 施設管理（都市公園台帳）

- (1) 都市公園台帳が更新されていないため、都市公園台帳を更新すべきである。
- (2) 毎年、都市公園課は、自主事業の一覧を岐阜土木事務所に提出すべきである。また、岐阜土木事務所は、今回の監査をきっかけに作成した許可の一覧を更新しながら、都市公園課に提出すべきである。

#### 4 指定管理者

(1) 指定管理者の運営期間は平成 16 年 7 月 14 日から平成 46 年 3 月 31 日の長期間にわたるため、関連法の改正や各種マニュアルの改訂に伴って変更が必要な場合には、随時協定書の見直しを行い、必要な条項（文書管理規程と情報公開請求規程など）を付記し、契約全体の内容が分かるよう、契約条項全部を記載した変更契約を作成すべきである。

(2) 設置許可申請を行った施設に係る業務は、指定管理業務ではなく、自主事業にあたりと解される。そのため、設置許可申請を行った施設に係る業務について、自主事業に該当するか、再度検討すべきである。

(3) 岐阜県指定管理者制度運用ガイドラインに従い、指定管理者に対し、写真撮影や物販等について、再委託の申請をさせるとともに、指定管理者監査資料に再委託先の記載を正確に反映するように指導すべきである。

(4) 営業料の変更合意について、決裁手続においては、赤字となっていることを示す資料を添付するなどして、判断過程が分かるようにした上で、決裁すべきである。

(5) 管理施設に係る業務の実施状況等について、指定管理者評価員による現地視察を行い、指定管理者から説明を受けるなどすべきである。

#### 5 事業

(1) 夜の水族館、お泊りナイトツアー、スペースレンタルなど、施設を活用した各プログラムは、水族館の本来の効用を高めるために指定管理者自らの創意・工夫により実施された施設利用の取組みであることから、参考となる【参考報告】。

(2) 他自治体からの生物の預かりは、指定管理業務の一種とはいえないため、指定管理者において自主事業として扱うか、指定管理業務として組み込む方法などを検討すべきである。

#### 6 グランドデザイン

多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応することで、今後さらに世界淡水魚園水族館を魅力的な施設とするためだけでなく、他の県有施設とのシナジーによる県有施設全体の活性化のためにも、岐阜県博物館などの他の文化施設との連携事業を検討することが望ましい。

## 第7 各務原公園

### 1 施設の概要

施設所在地：各務原市鵜沼大安寺町1-84

“交通教室、交通広場”の設置を特色とし、芝生広場や木製遊具を配置した冒険広場等がある総合公園である。交通安全講習会のほか、自主事業として、サイクリングステーションとしての活用、グラウンド・ゴルフ場の整備・運営、トレーニング自転車等の貸出、乳児用乗用ラジコンバッテリーカーの貸出等を行っている。

令和2年度の入場者数は、9万9919人であり、指定管理料は2400万円、収入合計は、2593万5000円である。



### 2 監査の重点及び監査手続

交通教室の活動、物品管理、施設管理、指定管理等に着目し、監査を実施した。指定管理者、県担当課（都市公園課）及び岐阜土木事務所の往査・ヒアリング、アンケート調査、書類監査、関係人調査等を行った。

### 3 文書管理

- (1) 岐阜県公文書規程に準じた文書管理規程を整備すべきである。
- (2) 提出した貸出申請書の写しをフォルダーかPDF等で保管すべきである【改善報告】。

### 4 現金管理

現金残高は、帳簿上と実際の残高で、5万1269円の差額が生じていた。

一日の売上等現金の確認を、所長一人で行うのではなく、経理担当の事務を置き、現金管理のダブルチェックを行うべきである【改善報告】。

### 5 物品管理

(1) ベランダに、所有者不明のカバの置物がある。置物の所有者を確認し、岐阜県の所有物であると確認できるのであれば、物品登録すべきである。

(2) 募集時から1台のAEDを指定管理者の負担で設置するとされている。募集要項及び協定書において、指定管理者が設置したAEDについて、県と指定管理者のどちらが所有者か明確にすべきである。

(3) 「拾得物出一覧表（現金・貴重品）」について、現金・貴重品以外の拾得物の記録がない。現金・貴重品以外の拾得物についても、台帳を作成すべきである。

## 6 施設管理

(1) 令和3年4月1日に設置許可されたサイクルステーション等について、都市公園台帳に記載がない。原則として、毎年、都市公園台帳を更新すべきである。

また、毎年、都市公園課は、自主事業の一覧を岐阜土木事務所に提出し、岐阜土木事務所は、都市公園法上の許可の一覧を、都市公園課に提出すべきである。

(2) 「東屋ー1～東屋ー7」及び「物置」について、公有財産台帳に登録されていないので、公有財産台帳に登録すべきである。

(3) 各務原市から、無償で土地（山林）を借入している。現地において境界に標柱を埋設するなどして、境界を確認すべきである。また、図面上も、ポイントを明示するなどして、境界線を明確にすべきである。

(4) 平成24年3月に、岐阜土木事務所等より、「報告書（バリアフリー検討）」が提出されたが、改修計画がない。報告書で指摘された水飲み場や階段等についての改修計画を立てるべきである。

## 7 交通教室

(1) 重要な指定管理業務である「交通教室」を、仕様書に明記すべきである。また、「交通教室」の授業内容について、都市公園課及び指定管理者は、事前に、協議すべきである。

(2) 現場の提案を活かして、利用者が多い自主事業（例：幼児用ラジコンバッテリーカー）を実施しており、参考となる【参考報告】。また、幼児用ラジコンバッテリーカーなどの利用者数が多い自主事業は、自主事業の好事例として掲載などすることが望ましい。

## 8 指定管理者

(1) 仕様書、マニュアル等に、入場者数の計測方法等を明記すべきである。

(2) 管理施設に係る業務の実施状況等について、指定管理者評価員による現地視察を行い、指定管理者から説明を受けるなどすべきである。

## 9 各務原公園の基本計画（グランドデザイン）

①修繕（バリアフリー等）など予算の問題もあり、長期的な期間を要する問題があることや、②指定管理者を管理する担当課の立場を考慮すると、指定管理期間を超えた長期間の計画を立てることが望ましい。住生活基本計画のように、10年間を計画期間とし、概ね5年後に見直し、所要の変更を行うことが考えられる。

## 第8 岐阜メモリアルセンター（岐阜県長良川球技場を含む。）

### 1 施設の概要

岐阜市長良福光大野 2675—28

施設の設置目的は、「①県民の日常的な健康、体力づくりに寄与する。②県民の競技水準を向上させ、選手の育成強化に努める施設を提供する。」等である。

スポーツ施設は ①長良川競技場、③長良川球場、③武道館、④本館（管理棟、トレーニング室等）等がある。公園施設は、①芝生広場、②サンサンデッキ、③未来の丘等がある。

①サッカーフェスティバル等のイベント主催事業、②高橋尚子ぎふ清流ハーフマラソン等のイベント誘致事業、③地域武道振興事業、④ぎふスポーツフェア等の事業を行う。



### 2 監査の重点及び監査手続

都市公園ではあるが、スポーツ振興の拠点、産業・文化など多目的なイベント会場としての活動が行われていることに着目して、監査を実施した。また、岐阜県長良川球技場についても、関連性が強いことから、監査を実施した。指定管理者、県担当課（地域スポーツ課）の往査・ヒアリング、アンケート調査、書類監査、関係人調査等を行った。

公益財団法人岐阜県スポーツ協会が指定管理者であることから、出資団体等としての監査も実施した。

### 3 物品管理

(1) 公益財団法人岐阜県スポーツ協会から、「テニスネット（ダンロップ TC-110）」等が寄附されている。維持費の見込額を記載した書面を作成し、寄附採納の決裁をすべきである。また、柔道場に、柔道協会の写真が置いてあるが、譲り受けたのか、借りているのか、置く場所を貸しているのか、整理すべきである【改善報告】。

(2) 令和3年5月1日に、「南側（本館）男子トイレ」において、職員が取得した1000円札について、岐阜北警察署へ、令和3年5月25日に届出された。不信感をもたれないよう、遺失物を、1週間以内に届出すべきである。

### 4 契約管理

(1) 地域スポーツ課は、日本スポーツマスターズ2019ののぼり旗製作を一者随意契約で発注している。随意契約理由書において、見積合わせができない時期まで、見積合わせをしなかった理由も、具体的に記載することが望ましい。

(2) 地域スポーツ課は、日本スポーツマスターズ 2019 の懸垂幕設置業務を一者随意契約で発注している。一度不調になる可能性も考慮して、再度の電子調達も考慮したスケジュールを検討する必要がある。スケジュールの検討が困難ならば、その理由を、随意契約理由書に具体的に記載することが望ましい。

## 5 施設管理

(1) 都市公園台帳(総括表)には、「都市公園台帳更新履歴」の記載がなく、「建ぺい率」、「運動面積の割合」には、「年月」の記載がなかった。「年月」の記載を建築年月日とし、各施設の建築年月日や更新履歴を記載すべきである。

(2) 公有財産台帳において、警察官詰所について、登記をしていたが、「登記年月日」について、記載漏れがあった。公有財産台帳に登録すべきである。

(3) 岐阜メモリアルセンターのホームページにおいて、モニュメント「未来を拓く」塔など、各モニュメントを紹介している【参考報告】。

## 6 指定管理者

(1) 原則論どおり、指定管理者を公募とすることを選択肢の一つとして、検討すべきである。公募も、「ア 本県と密接に連携して事業を展開する団体が、その事業と一体的に公の施設の管理運営を行うことにより、その施設の効用が最大限発揮される場合」に該当する場合、評価を高くするなどの方法が考えられる。

(2) 管理施設に係る業務の実施状況等について、指定管理者評価員による現地視察を行い、指定管理者から説明を受けるなどすべきである。

(3) 施設ごとに、管理状況が適切であるか検証するため、岐阜県スポーツ科学センター御嶽濁河高地トレーニングセンター等については、岐阜メモリアルセンターと長良川球技場とは別に、施設ごとの評価を明確にすることが望ましい。

## 7 公益財団法人岐阜県スポーツ協会

(1) 公益財団法人岐阜県スポーツ協会文書規程を岐阜県公文書規程に準じた規程に整備すべきである。

(2) 地域スポーツ課は、今後、負担金の精算に際し、岐阜スポーツフェア実行委員会に対して、具体的な裏付け資料の提出を求めることが望ましい。



## 第4章 県庁担当課による管理

### 第1 文化創造課

OKBふれあい会館・サラマンカホール、飛騨・世界生活文化センター及びぎふ清流文化プラザの文化施設についての基本計画、現地機関や指定管理者に対する担当課の関わり方を意識して監査を実施した。

#### 1 岐阜県文化振興指針

岐阜県文化振興指針について、「清流の国ぎふ」創世総合戦略」の改定など、見直しを検討する機会について例示することが望ましい。

#### 2 各文化施設の利用者選定

会議室等の貸館利用者選定の際、申込が重複した場合に抽選を行う等の事実上の運用について、利用申込規約等により、ルールとして明文化して、県民に示すことが望ましい。

県民の利用希望の多い施設では、土・日曜日に開催している主催事業を平日に開催することなどを検討し、県民が利用可能な土・日曜日の増加に努めることが望ましい。

#### 3 迷惑行為者への対応

施設における迷惑行為者に対しては入館禁止について、条例上、全施設に規定することが望ましい。また、退去命令や入館禁止命令について、制定した条例に従って、どのような手順で実施するのか、対応マニュアルを作成し、実地訓練を行うことが望ましい。

#### 4 各施設の収支分析

今後、文化施設の新設、継続、縮小、廃止等を検討するに当たり、県庁及び指定管理者から見た各文化施設の損益等採算性についても、考慮要素の一つとして検討することが望ましい。また、岐阜県という地方公共団体が実施する公営事業の観点からは、利用者数なども考慮要素の一つとして検討することが望ましい。

#### 5 基本計画（グランドデザイン）

県営都市公園活性化基本戦略の検討方法を参考にするなどして、文化創造課が所管する各文化施設について、各施設の今後の展開（新設、廃止を含む。）について検討した長期的な計画を策定することが望ましい。

### 第2 文化伝承課

文化伝承課は、岐阜県美術館、岐阜県現代陶芸美術館、岐阜県図書館、岐阜県高山陣屋、岐阜県文化財保護センター、岐阜県博物館、岐阜県先端科学技術体験センター等の文化施設についての基本計画、現地機関や指定管理者に対する担当課の関わり方を重点的に意識して監査を実施した。

## 1 市町村文化財保存活用地域計画

岐阜市、美濃市に続いて、県内市町村が文化財保存活用地域計画を作成するよう、具体的な促進計画を策定することが望ましい。

## 2 岐阜県文化財保存活用大綱

岐阜県文化財保存活用大綱について、期間を設けることが望ましい。

## 3 迷惑行為者への対応

施設における迷惑行為者へ対応する場面を想定して、全施設において、過料の制裁を含む退去命令、入館禁止について、条例上、規定することが望ましい。また、退去命令や入館禁止命令について、具体的な対応マニュアルを作成し、実地訓練を行うことが望ましい。

## 4 ネーミングライツ

美術館、図書館、博物館等についても、ネーミングライツの募集について、他の自治体を参考にして、選択肢の一つとして検討することが望ましい。

## 5 各文化施設の収支分析

今後、文化施設の新設、増設、継続、縮小、廃止等を検討するに当たり、県庁及び指定管理者から見た各文化施設の損益等採算性についても、考慮要素の一つとして検討することが望ましい。また、岐阜県という地方公共団体が実施する公営事業の観点からは、利用者数なども考慮要素の一つとして検討することが望ましい。

## 6 基本計画（グランドデザイン）

県営都市公園活性化基本戦略を参考に、文化伝承課が所管する各文化施設について、各施設の今後の展開（新設、廃止を含む。）について検討した長期的な計画を策定することが望ましい。

# 第3 都市公園課

都市公園課については、都市公園についての基本戦略、指定管理者に対する担当課の関わり方を重点的に意識して監査を実施した。

## 1 県営都市公園活性化基本戦略

「第41回 緑の都市賞」の「緑のまちづくり部門」において、岐阜県は、「岐阜県都市公園活性化基本戦略」に基づく県営都市公園の活性化について、国土交通大臣賞を受賞している。「岐阜県都市公園活性化懇談会」の意見を参考に、①公園設立当初の目的と現状がずれてきているのでコンセプトを再設定していること、②各公園の基本コンセプトにおいて、各公園の特色を出そうとしていることについては、他の施設の参考になる。

## 2 市町村との連携

市町村の運営する公園や国営公園等の基本計画や利用状況（競合状況）を踏まえつつ、イベントや広報において、市町村の運営する公園や国営公園等との連携について検討し、

新・県営都市公園活性化基本戦略に反映させることが望ましい。

### 3 コロナ禍におけるイベント等

「令和3年度 第37回都市公園等コンクール」の「特定テーマ部門（これからの時代に対応した公園利用の取組み）」において、「コロナ社会における新たな公園運営」として、岐阜県が、国土交通省都市局長賞を受賞している。

ドライブインシアターやフードデリバリーサービスなどの「非接触利用の促進」、人気遊具の事前予約制の導入や夜間の有効活用などの「混雑緩和対策」、オープンカフェの設置や分散型の屋外イベントの実施などの「屋外空間の活用」については、他の施設も展開できると考えられるため、参考報告とする。

### 4 地域連携推進員

地域連携推進員の活動実績を踏まえ、地域連携推進員の人件費を含む指定管理料について検討することが望ましい。また、地域連携推進員の活動において、地元団体等の連携を深めることができたイベント等の活動実績について、仕様書等に例示することが望ましい。

### 5 迷惑行為者に対する対応等

都市公園条例第11条の「必要な措置」の中に、退去命令や入館（入園）禁止命令等を含むことができるか検討することが望ましい。また、退去命令や入館禁止命令について、制定した条例に従って、具体的にどのような手順で実施するのか、具体的な対応マニュアルを作成し、実地訓練を行うことが望ましい。

### 6 ネーミングライツ

県営都市公園についても、他の自治体を参考にして、ネーミングライツの募集について、選択肢の一つとして検討することが望ましい。

### 7 各都市公園の収支分析

今後、都市公園の新設、増設、継続、縮小、廃止等を検討するに当たり、県庁及び指定管理者から見た各都市公園の損益等採算性についても、考慮要素の一つとして検討することが望ましい。また、岐阜県という地方公共団体が実施する公営事業の観点からは、利用者数なども考慮要素の一つとして検討することが望ましい。

### 8 基本計画（グランドデザイン）

①修繕など予算の問題もあり、長期的な期間を要する問題があることや、②指定管理者を管理する担当課の立場を考慮すると、指定管理期間を超えた長期間の計画を立てることが望ましい。

## 第4 地域産業課、法務・情報公開課、観光資源活用課、航空宇宙産業課、 地域スポーツ課

地域産業課（セラミックパークMINO）、法務・情報公開課（歴史資料館）、観光資源活用課（岐阜関ヶ原古戦場記念館）、航空宇宙産業課（航空宇宙博物館）、地域スポーツ課

(岐阜メモリアルセンター、長良川球技場)についても、各県有文化施設に関する監査資料、各県営都市公園に関する監査資料を閲覧し、ヒアリング等を実施した。

### 1 迷惑行為者に対する対応

施設において、入館禁止、入園禁止についても、条例上、規定することが望ましい。また、退去命令や入館禁止命令について、制定した条例に従って、具体的にどのような手順で実施するのか、具体的な対応マニュアルを作成し、実地訓練を行うことが望ましい。

### 2 各文化施設の収支分析

今後、都市公園の新設、増設、継続、縮小、廃止等を検討するに当たり、県庁及び指定管理者から見た各都市公園の損益等採算性についても、考慮要素の一つとして検討することが望ましい。また、岐阜県という地方公共団体が実施する公営事業の観点からは、利用者数なども考慮要素の一つとして検討することが望ましい。

## 第5 管財課

管財課が担当する指定管理者制度全般に重点を置いて、監査を実施した。

### 1 遺失物の管理

遺失物取扱要領に基づく運用がなされるように、遺失物取扱要領について、研修等で周知することが望ましい。

### 2 借地（駐車場等）と購入

当初は、長期間の土地利用を想定していないことから、当初は、借地が経済的に合理的であるとしても、長期の土地利用が必要となることがある。そのため、定期的に借地の購入を検討する仕組みを設けることが望ましい。

### 3 行政財産の目的外使用許可

(1) 行政財産の目的内か目的外かの判断は、基準がなく、各担当課にゆだねられており、統一的な運用が保ちにくい状態である。岐阜県指定管理者運用ガイドライン等において、行政財産の目的外使用許可を要しない事例についての例示や考え方の記載を充実させるなどして、基準を示すことが望ましい。

(2) 行政財産の目的外使用許可をした案件について、転貸されているかどうかの判断は、基準がなく、各担当課にゆだねられており、統一的な運用が保ちにくい状態である。岐阜県指定管理者運用ガイドライン等において、行政財産の目的外使用許可の転貸についての例示や考え方の記載を充実させるなどして、基準を示すことが望ましい。

(3) 美術館、図書館等において、サポーター制度が採られており、サポーターが特定の部屋を使用しているが、サポーターによる部屋の使用状況、サポーターの独立性(団体性)などの要素から、行政財産の目的外使用許可の必要性、許可の可否を判断することになる。岐阜県指定管理者運用ガイドライン等において、行政財産の目的外使用許可手続の必要性について、例示や考え方の記載を充実させるなどして、基準を示すことが望ましい。

#### 4 特定者指名

岐阜県指定管理者制度運用ガイドラインに示される具体例については、採点などで考慮する方法も考えられるため、特定者指名に限定する必要はない。公募が原則であることから、特定者指名だけでなく、採点で考慮する方法を示すことが望ましい。

#### 5 指定管理期間

指定期間は5年間だが、期間満了の1年半前の時点で業務の継続が適当と認められる場合は、議会の議決を経て、更に5年間の更新を可能とする制度を、選択肢の一つとして、指定管理者制度運用ガイドラインに記載することが望ましい。

#### 6 再委託の管理

(1) 指定管理者が指定管理業務を再委託することを予定している場合には、再委託先の監督も県ができるように、指定管理者に書面にて申出をさせるよう、ガイドラインやマニュアルを改訂することが望ましい。また、応募の際に、評価の対象とすることが望ましい。

(2) 再委託の承認に際しては、再委託契約書、再々委託契約書等の提出や、県の調査が再委託先、再々委託先等にも及ぶことなどを条件として、再委託の承認の是非を検討するよう、指定管理者制度運用ガイドライン等に記載することが望ましい。

#### 7 指定管理料の増額（コロナ補填）

各文化施設及び各都市公園については、利用料金の減少等を踏まえて、指定管理料を増額しているが、今後、公平性や説明責任をより果たすためにも、非常時において、指定管理料を補填する根拠及び基準について、目安や例示を設定することが望ましい。

#### 8 剰余金の使途

指定管理者募集時に剰余金が発生した場合の還元方策について提案してもらい、評価ポイントとすることなどを検討することが望ましい。

#### 9 基本協定書の別表の改訂

指定管理期間中、基本協定書記載の備品等や自主事業等に変動が生じた場合の取扱いについて、岐阜県指定管理者制度運用ガイドラインに記載することが望ましい。

#### 10 指定管理者評価

(1) 管理施設に係る業務の実施状況について、現地調査を行うよう、岐阜県指定管理者制度運用ガイドラインに記載することが望ましい。

(2) コロナ禍のため、ZOOM等により、テレビ会議方式で、開催することが望ましい。岐阜県指定管理者制度運用ガイドライン等について、テレビ会議方式による会議の開催方法を記載することが望ましい。

(3) 複数の施設について1つ指定管理者が管理している場合でも、施設ごとの評価も記載するよう、岐阜県指定管理者制度運用ガイドラインに記載することが望ましい。

(4) 令和2年度の指定管理者評価結果を、速やかに、ホームページに掲載すべきである。

## 11 自主事業

(1) 自主事業と呼ばれる事業について、管理行為に属する事業から明確に外すのであれば、利用者としての施設使用許可、行政財産の目的外使用許可、都市公園法上等の許可（設置許可、占用許可、制限行為の許可等）を必要とするかどうか、検討することが望ましい。検討の結果、不要とするのであれば、その理由を整理しておくことが望ましい。

(2) 募集要項において、成功している自主事業を、自主事業の一例として記載する方法を指定管理者制度運用ガイドライン等に記載して、紹介することが望ましい。また、自主事業を指定管理業務（利用料金制度）を選択肢の一つとして、指定管理者制度運用ガイドライン等に記載して、紹介することが望ましい。

## 第6 出納管理課

出納管理課が担当する物品管理等に重点を置いて、監査を実施した。

### 1 釣銭用現金

現地機関において、つり銭への対応を職員が迫られないよう、つり銭資金の交付につき、大垣市会計規則等を参考にして、会計規則に規定するのが望ましい。

### 2 寄附採納

寄附採納手続そのものを執ること、維持費の見込額の記載を漏らさないことについて、定期的に、研修等で、各課に対して、注意を促すことが望ましい。

### 3 現物実査

(1) 現物実査について特例承認をする際には、現物が確認できない場合、件数が合わない場合の対応規定等を設けるよう、助言することが望ましい。

(2) 現物実査が毎年実施されること、多数の職員が相当日数をかけている現状からすれば、物品のバーコード管理など長期的視点から現物実査の合理化を図ることが望ましい。

### 4 債権管理（損害賠償請求権）

損害賠償請求権も、債権であることから、調定（地方自治法第154条）、督促（地方自治法施行令第171条）、訴訟等の法的措置（同法施行令第171条の2）、徴収停止（同法施行令第171条の5）など、適法な債権管理ができるよう、定期的に、研修することが望ましい。

令和2年度において、私債権の管理に関する条例が制定され、会計規則も一部改訂されていることから、合わせて、研修することが望ましい。

## 終章 課題と提言

### 第1 現状の課題

本監査では、文化施設、都市公園という県民が身近に訪れる、楽しむための場所について、岐阜県の事業を取り上げた結果、様々な課題が発見された。その課題の詳細は、各文化施設、各都市公園等、論点ごとに、本報告書に記載させていただいた。

監査人は、課題の発生原因は、主に、次の3点にあると考えている。

- ①岐阜県として保有している財産（資源）を活用し切れていないこと
- ②民間のノウハウを活かし切れていないこと
- ③持続可能性のある基本計画の検討が不十分であること

以上の課題を踏まえて、監査人は、岐阜県に対する提言を述べる。

### 第2 提言

#### 1 岐阜県として保有している財産（資源）を活用すること

OKBふれあい会館にある人間国宝である作家の作品、ぎふ清流里山公園の能楽堂及び茶室が活用されていないことなど、岐阜県として、保有している財産（資源）を活用されていない事例が散見された。対策として、①活用している財産と活用し切れていない財産を区分けして、活用するための計画を立てること、②担当課同士の連携や地元市町村との連携を図ることが考えられる。

#### 2 民間のノウハウを活用するための条件を整えること

自主企画事業（指定管理業務）や自主事業を引き継ぐための具体策が不十分である、指定管理者評価員が現場視察をしていない、バリアフリーや遊具の修繕が不十分など一定水準の設備が整っていないなど、民間のノウハウを活かすための条件が整っていない事例が散見された。対策を検討する必要がある。

また、再委託の届出や行政財産の目的外使用許可等、指定管理者等の民間業者に対する管理監督が不十分な場面が散見された。管理監督の在り方を検討する必要がある。

#### 3 持続可能性のある基本計画を検討し、策定すること

岐阜県として保有している財産（資源）を活用するためには、長期的視点に立った基本計画が必要となる。予算の関係もあり、長期的な計画が必要であるからである。また、指定管理者等民間業者が考えている事業計画のスパンより長期的なスパンで方向性を考えなければ、民間業者に対して、進むべき方向性等を示すことができないからである。

また、持続可能性のある基本計画を策定するためには、収支の意識が必要である。各施設の収支を示して、県民が、施設の新設・増設・継続・縮小・廃止を判断することになる。

### 第3 最後に

コロナ禍の中で工夫しながら真摯に文化施設の運営、都市公園の運営に取り組まれている職員の方々にとって、より適切な行政運営がなされるよう、本監査が少しでもその助けとなることを切に願い、本監査報告を終える。

## 最終章 岐阜県の包括外部監査

### 第1 3年間の監査

「岐阜県の県立高等学校及び県立特別支援学校」、「岐阜県の住宅に関する事業」、「岐阜県の県有文化施設及び県営都市公園」をテーマとして、3年間の監査を行った。

包括外部監査を実施する上での提言を3つ、述べさせていただきたい。

- 1つは、包括外部監査の範囲と指摘・意見に対する基準についてである。
- 2つは、過去の指摘・意見に対する措置状況についてである。
- 3つは、内部統制・監査委員監査・包括外部監査の連携についてである。

### 第2 提言

#### 1 包括外部監査の範囲及び指摘・意見の基準

事務の種類によって、財務監査と行政監査は、明確に区別できない。予算や財務行為と、指摘・意見との関連性を説明できるかという点に尽きる。包括外部監査の範囲について、監査人の基準を示すよう求めるとともに、議論・協議することが大事である。指摘・意見についても、監査人の基準を示すよう求め、議論・協議することが大事である。

#### 2 過去の指摘・意見に対する措置状況

岐阜県では、平成11年度から令和2年度までの指摘及び意見の総数は3250件で、そのうち2693件（措置率82.8%、令和3年10月20日集計時点）について、措置が講じられている。他方で、557件の指摘・意見は、措置未実施である。10年以上も前から措置未実施の指摘・意見がある。①監査人に、テーマと関連する措置状況等の情報提供をして、監査人の再調査により、指摘や意見を再検討することが考えられる。また、②監査人との契約において、監査後、措置等に関する助言を求める契約条項を設けることが考えられる。

#### 3 内部統制・監査委員監査・包括外部監査の連携

自治体の監査機能は、内部統制制度、監査委員監査、包括外部監査の3つがある。毎年、内部統制評価報告書について監査委員の審査を受け、監査委員からの意見が提出される。

監査委員監査と包括外部監査については、地方自治法第252条の30において、監査の実施に伴う外部監査人と監査委員相互間の配慮が規定され、補助者選定の協議や関係人調査の協議、監査テーマや対象部局の通知などがある。年間5回程度、監査人は、監査委員と協議をする場を設けていただき、参考となる意見をいただいた。

包括外部監査において、内部統制における特記事項等を参照することや、指摘・意見において、重視すべき課題については、内部統制の特記事項等とすることも考えられる。

### 第3 最後に

3年間を通じて、その年ごとに、必要だと感じた監査手法は、思い切って、実行した。県職員の方や関係者の方々の多大なご協力の下、できる範囲の監査は実施したと思う。この3年間の監査が、岐阜県における包括外部監査の蓄積の一部になるとともに、岐阜県の更なる発展に少しでも役立つことを切に願い、3年間の監査報告を終える。